

第三十一回国会 参议院农林水産委员会會議録第二十二号

昭和三十四年三月二十六日(木曜日)午前十時十五分開会

委員の異動

本日委員柴野和喜夫君及び江田三郎君辞任につき、その補欠として平島敏夫君及び棚橋小虎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員 秋山俊一郎君

理事 雨森 常夫君

堀本 宜實君

東 隆君

清澤 俊英君

北 勝太郎君

河野 謙三君

田中 茂穂君

仲原 善一君

平島 敏夫君

堀 末治君

大河原 一夫君

小笠原 三三男君

河合 義一君

棚橋 小虎君

戸叶 武君

千田 正君

北條 尚八君

田口長治郎君

高橋 衛君

齋藤 誠君

須賀 賢二君

農林省畜産局長 安田善一郎君

農林省林野局長 山崎 齊君

農林省水産局長 奥原日出男君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省畜産局長 安田善一郎君

農林省林野局長 山崎 齊君

農林省水産局長 奥原日出男君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

農林省農林局長 須賀 賢二君

○委員長(秋山俊一郎君) 速記を始め

て。本案につきましては、昨日質疑を終

局いたしておりますので、直ちに討論

に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明ら

かにして述べをお願いします。

○千田正君 だいたい議題となりまし

た一トン未満の漁船に対する登録制度

の廃止の問題であります。きのう提

案者からお話がありました通り、非常

に煩瑣に過ぎて、実際の一トン未満の

漁船を所有しておる漁民は、なかなか

前の法律のような工合にはいれない、

それでこの際、そういう煩瑣な面を除

去して、零細漁民の活動に資するため

に、この法案を提案したという御説明

でありましたが、いろいろ論議をしま

した結果、この法はけっこうである

というのを私も承できます。賛成は

いたしますが、私はここに一つ特に行

政官庁に注文をつけたのは、そ

うことによつて一トン未満の漁船が

将来たとえば災害の起きた場合に、政府

の施策の対象からはずれるというこ

のないように、かつまた、零細漁民が

そのことによつてマイナスすることな

くして、むしろ零細漁民が登録がはず

されたことによつて逆にプラスになる

面が多いというふうな指導の方法を十

分にとつてもらいたい、こういう点を

特に要望いたしまして、本法案に対

して賛成の意を表します。

○委員長(秋山俊一郎君) ほかに御発

言もないようですが、討論は終結した

ものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ない

と認めます。それではこれより採決に

入ります。

漁船法の一部を改正する法律案を原

案通り可決することに賛成の方の挙手

をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致で

ございませう。よつて本案は、全会一致

をもつて原案通り可決すべきものと決

定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議

長に提出すべき報告書の作成につきま

しては、慣例により、委員長に御一任

願いたいと思はれますが、御異議ござい

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ない

と認め、さよう決定いたしました。

○委員長(秋山俊一郎君) 次に、酪農

振興法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)を議題にいたしま

す。

この法律案は、昨二十五日衆議院本

会議において全会一致をもつて修正議

決され、当院に送付、当委員会に付託

されました。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(秋山俊一郎君) 速記を始め

て。それでは、これから質疑を行います。

政府の出席は、高橋政務次官、安田

畜産局長のお二人であります。

○清澤俊英君 二、三点お伺いしてお

きたいと思ひます。一番先にお伺いし

たいのは夏乳価、冬乳価といわれます

が、そういう乳価の変動を持ちますこ

とは、もちろん需給関係に非常に関係

が深いと思ひますが、従いまして、夏

になりまして、乳の消費が高まる。そ

こで、お伺いしてみたいのは、その高

まります夏の消費量の増大がただ市乳

として飲用するだけのものなのか、あ

るいは原料乳として非常にふえるのか

という点で、統計がありましたら一つ

お聞かせ願ひたいと思ひます。何が一体

えるのか。

○政府委員(安田善一郎君) 乳価にか

らみまして、夏冬二期大別いたしま

すと、価格と需給に關係が多い。夏の

消費増は飲用牛乳、いわゆる市乳がお

もであるが、乳製品はそれではどうか

と、こういう御質問だと思ひますが、

各年を通じまして、日本で傾向を示し

ておりますのは、飲用牛乳が夏の飲料

を要求するよりな点を中心にいたしま

して消費増になる、生産は逆に、日本

全国がそうではございませんが、九州

などは違ひますけれども、全国的にこ

れを通算いたしますと、生産が總体的

に少い時期であります。増加しながら

も増加率は少いというふうな關係に

なつております。乳製品の方は、まあ

人造バターとバターとの關係等がござ

いますけれども、若干この季節的な

夏と冬との差がございませうが、もし

ろ、ただいままでの日本の消費事情か

らみまして、夏冬二期大別いたしま

すと、価格と需給に關係が多い。夏の

消費増は飲用牛乳、いわゆる市乳がお

もであるが、乳製品はそれではどうか

と、こういう御質問だと思ひますが、

各年を通じまして、日本で傾向を示し

ておりますのは、飲用牛乳が夏の飲料

を要求するよりな点を中心にいたしま

して消費増になる、生産は逆に、日本

全国がそうではございませんが、九州

などは違ひますけれども、全国的にこ

れを通算いたしますと、生産が總体的

に少い時期であります。増加しながら

も増加率は少いというふうな關係に

らいたしますと、冬分に多いのです。  
○清澤俊英君 ちよつとわかりかねるところがありますが、夏になりまして、今言われたような、のどがかわくから少しは牛乳もよけい飲む、こういう点もあるかもしれませんが、大体においてにはキャンデーであるとか、あるいはアイスクリュームだとか、こういったものに非常に使われることが増大の主要原因になっていると思うのです、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(安田善一郎君) 夏アイスクリューム等の消費は年々増加を続けておりますが、年末から用意をいたしまして夏に放出するように、消費者の消費そのものは夏季を中心に多いのであります。これに対する供給は半年くらい用意をしながら供給するのであります。だから、製造販売業者の手に置きまします業務用需要と申しますか、そういうのは、夏に多くはあります。一筆に出ませんで、比較的にならされておるわけです。

○清澤俊英君 キャンデーがだいぶ減りましたので、夏乳の使用はよほど減つたと思うのです。キャンデーはアイスクリュームに押されて。そのアイスクリュームは、今、局長が言われたように、大メーカーが冬のときから製造している、こういう形をとって最近では、全国的な系統販売を猛烈な競争でやっていると申すことは、御承知の通りだと思ひます。それが、私は最近における——最近と申しても、今年の夏分の乳価の変動等に、やはり大きな障害を来たしておるのではないかと申すのです。その点はどうなんでしょうか。  
○政府委員(安田善一郎君) 最近の一

キロ一円七銭見当、一升二円見当の生乳価格の奨励金の形をとりました生産者価格の値上げといいますが、そういうのが三月末から行われつつあります。これも基本乳価に繰り入れられるべし、それでは乳価の値上げが足りないといふことで、確定いたしておりません所も相当ありますが、それらに影響しました需給の関係をしましては、昨日御説明を申し上げました、昨年の冬、年末まで生産がやや下降しまして、最近十二月以降一月に、今後一そそりだと思ひますが、生産がふえつつあります。ふえつつある生乳の生産に比して、消費面におきます飲用牛乳、各種乳製品の供給と需要との関係で、従前よりは需給の均衡がとれつつあるといふことにつきましては、御指摘のように、他の乳製品が昨年の十一月以降、相当販売消費をされた以外に、アイスクリュームの、夏に向けました予備的な生産が相当影響があると思ひます。あわせて、脱脂粉乳、全脂粉乳等を都市の飲用牛乳用に関係業者が還元牛乳といたしますために、業務用の需要が相当旺盛になつておる、こういうことが相当反映しておると存じております。

○清澤俊英君 ちよつと私がお伺いしておるの見当がはずれておるところもあるようですが、とにかく市乳の価格の上原料乳をもつて加工したいろいろの乳製品が今御説明の通り非常な影響をしておる、認めてよろしゅうございませうか。そういうことを認めてよろしゅうございませうか。  
○政府委員(安田善一郎君) 結論から申しますと、認めていいと思ひますが、

市乳そのものの生産と消費もふえつつあるわけでありまして、市乳専門で売れますこと、それから、原料乳をもつて各種乳製品を作つていくと、こういう二つの場合、価格の上大きく影響を及ぼしますが、どういふ場合、乳価の決定に対してはどういふ基準で乳価決定の基本線を出し出すとしておられるか、その点を一つお伺いしておきたい。  
○政府委員(安田善一郎君) 乳価の決定は、もっぱら売手と買手の自主的な交渉による契約の締結を意図しておるのであります。そのほかに、本改正案を提案しましたような関係規定をもちまして規制をして参ろう、また、生産者に不利を与えないような交渉のさせ方、きめ方をさせよう、こうしておるわけでありまして、そういう意味の決定でございまして、おのずからこの市乳は、一番普及的な一合びんの低温殺菌の場合でございますと、宇都宮でございます、十円で普通売られておるものが、多少ホモ牛乳等としまして加工いたしました十四、五円で売つておるものもありません。一般的のものは、大消費地域で十円または十三円、その他は十二円、安い所は十円と、こういうふうになつておりますが、その最終消費品である、販売品である飲用牛乳用に向けられるもの、すなわち、それが先生のおっしゃる市乳用に向けられるもの、こういうわけでございますが、その割合と、原料乳となりまして乳製品に向けられる割合を考へまして、おのおの適当な値段が違つてわけでありまして、それを加重平均したようなところが生産者を一本としての生乳の価

格、おのずからそこに輸送費とか処理費とか加工費とか適当な範囲の利潤とかいうことは考えられますが、まあ原料乳と製品牛乳の関係を大きくばに申しますと、そういう関係で見れば適切な価格が出てくると思つておるわけでありまして。  
○清澤俊英君 たとえば、昨日の審議の過程に現われましたように、北海道等が三円五十銭、大体は原料乳としてこれは取り扱われる、こういう場合に三円五十銭の牛乳を集めて、そうして一応加工品という形をとりまして、それが回り回つて一つの今御説明になりましたような十二月から始めるアイスクリュームとなつて、そうしてこれが全国的に系統販売せられると、非常に安い値段で販売せられると、しかも、四メーカーのようですが、強大な施設と資本でそういう猛烈な出しを全国的に今やつておることは、局長もよく御承知の通りであります。こうしてみますと、それ自身がいわゆる夏乳価というものを地方的なアイスクリュームの製造、あるいはキャンデーを圧倒して、ほとんどキャンデーのごときはなくなつたというふうなことで、地方的な乳価を、いわゆる夏乳価を押しえないとは私はこれは保証できないと思ひます。そうして見ますと、今、せつかく本法案をもつて勧告なりなんなりで正當な乳価を維持していこうとするとき、この原料乳と市乳との取扱いはよほど克明にやりますと、私は大きなそこら問題が出てくるのではないかと、こゝろ思ひますが、その点はどうお考えになつておられますか。  
○政府委員(安田善一郎君) お説の通りと存じまして、大メーカー、それも

明治、森永のように市乳の方が割合多い業者と、クローバー、雪印——今は合併いたしました。雪印のような場合、協同乳業のような場合、あるいは中小メーカーの場合を農業協同組合も参考をいたしまして、各メーカー別に乳製品の種類の製造量、それに当てる原料乳の消費量といふことが、業務用の消費量、それと市乳である飲用牛乳の消費量等を毎月報告をとりまして、その間の事情の調整に当らうと思つて調査を毎月やつておるわけでありまして。  
○清澤俊英君 どうも、私もその点の調査が非常に不十分であります。最近、こういう傾向が起きておるようでありまして、一つの酪農地区ができて、市乳中心の販売機構を、加工、販売機構を作つておられます。そうしますと、その地区における、それが酪農あるいは酪農に類したものの経営に移りますと、小地区において他の者が酪農をやつて乳を出すということに対して非常に警戒をする、圧迫をしている事実まで見まされませんが、非常に警戒しておる。そうして、まあ、自分の手に集まるものは大体の市乳の範囲でこれを加工しようとする、ところが、集められる乳価というものは、一般的に見ると、総合せられたる原料乳をまぜた乳価で大体農民から買上げられておる、これが一番安全なその地区として経営だろうと思ふ。これを酪農全体の上から見ますと、これは酪農の後退であつて、農林省が企図しているような酪農の振興にはならない。かえつて阻害する形が出てきておる。こうい

明治、森永のように市乳の方が割合多い業者と、クローバー、雪印——今は合併いたしました。雪印のような場合、協同乳業のような場合、あるいは中小メーカーの場合を農業協同組合も参考をいたしまして、各メーカー別に乳製品の種類の製造量、それに当てる原料乳の消費量といふことが、業務用の消費量、それと市乳である飲用牛乳の消費量等を毎月報告をとりまして、その間の事情の調整に当らうと思つて調査を毎月やつておるわけでありまして。  
○清澤俊英君 どうも、私もその点の調査が非常に不十分であります。最近、こういう傾向が起きておるようでありまして、一つの酪農地区ができて、市乳中心の販売機構を、加工、販売機構を作つておられます。そうしますと、その地区における、それが酪農あるいは酪農に類したものの経営に移りますと、小地区において他の者が酪農をやつて乳を出すということに対して非常に警戒をする、圧迫をしている事実まで見まされませんが、非常に警戒しておる。そうして、まあ、自分の手に集まるものは大体の市乳の範囲でこれを加工しようとする、ところが、集められる乳価というものは、一般的に見ると、総合せられたる原料乳をまぜた乳価で大体農民から買上げられておる、これが一番安全なその地区として経営だろうと思ふ。これを酪農全体の上から見ますと、これは酪農の後退であつて、農林省が企図しているような酪農の振興にはならない。かえつて阻害する形が出てきておる。こうい

る結果であるとすれば、私は市乳と原料乳との関係における価格の調整もしくは、その矛盾を何らかの方法で克服する価格が定められなかつたならば、非常な私は乳業、いわゆる酪農の正常な発達を阻害していくのじゃないか、こういうふうな考え方が非常に強くなつておられますが、そういう点に対してどうお考えになるか、そういう点をあなたこれを認めておられるかどうか、また、そういう点についてはどうも御考慮をお払いになっておるのか。

○政府委員(安田善一郎君) 乳価の適正な価格の実現について、市乳の用途

またはその地帯と、乳製品用の原料乳の用途またはその地帯、まあ、地帯と申しますのは生産の地帯でございますが、そういうこともつとてつきりして乳価の適正価格の実現に本法案を、改正案を使って努力をするかどうかという事だと思ひますが、北海道から鹿児島まで、また、六大都市等を含めました地域もありまして、なかなかその飲用牛乳専門、原料乳専門というのはむずかしいのでございますので、その間の割合をよく実態を押えまして、市乳の最終販売価格と、原料乳による乳製品の価格の方から見ました原料としての牛乳の価格のいかに妥当であるかを考えるのがいいと申し上げましたのですが、市乳専門に消費される地帯で、その飲用乳処理業者が供給する牛乳飼育者の生産牛乳の価格は、市乳そのものから見て適当な価格であるべきだと思つておられます。北海道たとえば開拓地、東北においてもそうでございますが、当然に経済性、立地条件からしまして、原料乳として生産

することが本旨である、そういうような条件の所では、原料乳の価格の適正を農業経営としても耐え得るよう考へるのが適当だと思ひますが、中間の所が多いと思つて、酪農、すなわち乳牛飼育を含めた農業経営がどういうところで適切であるかは、やはり耕作するように入れません、濃厚飼料だけに依存します都市的の専業搾乳業者は、農政の対象には必ずしも考へておられません。食料品を、いい牛乳を都会に供給する意味において、価格が耐え得る範囲に存在すればいいと思つておられるのであります。あくまでこの酪農は農業経営の改善と食生活の改善の両面をもちまして、国際農業との関係も考へて発達すべきもの、また、その方向で相当の勢いで生産と牛乳製品の消費が進行しつつあるわけでございますので、全体的には、農業経営の改善、合理化を考へるところに、酪農経営を力を入れて発達せしめる、道路の発達とか、輸送機関、冷蔵施設等の関係も要りまして、農業も、それらの整備と待ちまして、農業経営の中にいつに合理的に溶け込んだ酪農の発達を考へる、その意味で成り立つ乳価、市乳、原料乳ということ考へなくちゃいけませんけれども、そういう乳価の適切な実現をするのが本旨でございます。

○清澤俊英君 いや、私のお伺いして

いるのは、市乳地区は非常にお説の通りもうかるのです。という事は、大体的に乳価の決定が、全国的に原料乳と市乳とのつき合せになって決定が自然的にできておる、こういう形になってきておられますが、大体におきまして、

市乳の分は相当の利益をもつて販売もしておる、その上、高度な手で、高度といふか、嗜好的な加工をやつて、あるいは一合二十円ぐらいの牛乳さえできておる、こういうものも売れていくことになる、非常にもうけがあらうことになると、非常に除かれたものは原料乳と、こういうので、原料乳が極度に安くなったか、結果、市乳に力を持ったものがだんだん力を得てきて、そうしてしまひには、きのうも問題になりまして、市乳の生産加工過程において、非常に高度の設備をやつて参りました。生産費も、加工生産費もおそらく半額くらいになる、こういう非常なハンデのついた力を得た大乳業者が、しまひには農協等の経営している弱い市乳販売地区等にまで安い原料乳で高度の生産体系をもつて猛烈な販売競争を行なつてきておる、こういうようなことになつておると、競争の範囲にあるうちは、これは私は相当農民の作る乳価といふものが合理的に決定せられるかもしれないが、これが非常に一つの系統的のものにまるとりますと、だんだんと原料乳、原料乳といふ名前のもとに昨年の夏のごとく乳価がたたかかれてくる、農民の生産意欲がたたかかれてくる、こういうことが非常に私には一つの危険性をもつて存在しているのではないかと思ひます。方々における小さい地方的な乳業会社等を見ますと、少し飼育頭数がふえたりして乳量が上がりますと、大体地方都市やその付近で売れます市乳の量というものはきまつておるのであります、だから、余つたものは大部分、大部分でなく、これを緩和するために大乳業会社

に何らかの経済援助を求めたり、特約をするなりで系統的なものに裏はなつておる、こういうことで乳業会社との独占圏内に逐次入つていく、こういうものが存在する限りにおいて、すなわちもつと農林省がそれらの点を究明に調べて、そして乳業の上における農民の地位が相当の高位のところまで確定して参りませんでしなれば、私は、いろいろなめんどうな御親切な振興法を作つていただいても、最後には、乳価の点で農民がばかを見る、あるいはとうていやり切れないというふうなものができてきやせんかと、こう思つておられます。従ひまして、一番初めの酪農振興法によりまして、この集約酪農地区といふものは、私は非常に小範囲の酪農地区の指定であつたかと、こう思つておられます。ところが、最近の指定が七十五カ所、非常に広範なものにふえておる。従つて、集約酪農地区の一応の計画等でもつてこれは許可せられておるかしれませんが、最初にわれわれが説明を聞きましたときの集約酪農地区の計画、その体系とは非常ににくずれたものがお出ているのじゃないかと、こういうふうにお考へておられます。だから、集約酪農地区において、基本工場も持たなければ、基本販売区域も――まあ総合的な販売機関も持たなければ、広範な地区において小都市等を中心にして小さい乳業会社が幾つも存在する、それもいいでしょう。それもいいが、それ自身は統一せられた集約酪農地区の中の一つの系統内における私は加工販売的な形態をたどつていくことが正當じゃないかと、こう考へるのであります、そういう形をとらないで、それがばらばらに

なつておる。従ひまして、總体的の計画がそういうばらばらであるならば、なかなかうまくいかないのじゃないかと、こういうふうなことを考へますと、農林省はそういう傾向について、今のところ、どういふふうにお考へになつておるのか。そういう傾向もある。従ひまして、酪農振興法から見ますれば、そういうものは検討して、ときによれば指定地区をはずす場合もある――こともできると、こういうことになつておるのであります、そういうことに対しては、一貫したる指導方針並びに調査というふうなものをどのような方法で今おとりになつておるのか、その人員等一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(安田善一郎君) 御質問の

内容が諸点にわたりますので、御質問の形式にとられず、実質内容に就かれてお答へすることを御許し願ひたいと思ひますが、日本の現在、酪農農業経営と、乳業といふは、牛乳の処理加工業と、牛乳加工処理品の販売業と、この国民消費と、その四者がバランスよく発達していくのが望ましいと思つておられますが、もちろん経済の根本は生産にありまして、特にこの酪農の問題は、畑作も水田も含めまして、農業経営の改善の非常に大きな根幹になることは当然でございますし、農業生産者は小規模で、多数、しかも、集約的に腐敗しやすいものを売ること、第一には、最近の傾向があることと、その性質自身があることと、大乳業資本が逐次よけいに破行的に発達して、中小メーカーを隷屬下に置くとか、特にまた農業経営や、その団体を

隷屬下に置くとかいふ弊も生じがちなものでございませぬし、大メーカーの間でも私的独占行為が行われる傾向もございませぬので、これは、それらを通じましてその弊がなくなりませぬように、よく留意をしたいと思いますのであります。その根本は、常時大メーカーを監督し、中小メーカーは共同組織といひますか、中小企業協同組合で適正規模化をはかつたり、合理化をはかつたり、商品の価値を上げたり、経営の合理化をしまししたりすることについて、資金の援助、酪農振興基金による債務保証による援助その他のことをすべきと思つております。特に、集約酪農地域内におきます酪農施設や生乳の集荷の施設も、その周辺にあり集約酪農地域にかかわる酪農事業施設と今回改正案で出しておりますが、それらにつきましても、生産者及びその団体、特に農協及び農協連合会によりまする共同の販売はますます促進をしていただきますして、その飲用牛乳への処理、できますれば乳製品の加工というものを、健全である限りは発達することを、公庫資金あるいは農林中金の資金その他を合せまして、補助と融資をもちまして育成をいたしていくようにして、いやしくもこの発達を阻害することがないようにならしたいと、こゝろいろいろに思つておる次第であります。

○清澤俊英君 今、農林省ではそういった地方的な農協もしくは農協自身が経営しなくとも、農協系統で別な系統における資金計画で乳業事業をやつておると、こゝろいつたようなものが集まりまして、乳の原料に回す分の始末に困りまして、そこで、大乳業会社と

の特約的なものをやつておる、こゝろいふものがどれくらいあるかということをお調べになつた資料がございませぬか。

○政府委員(安田善一郎君) 全くないわけではございませぬので、別途資料を提出したいと思ひますが、しかし、この特約関係の問題でございませぬが、酪農等についてもあると思ひますけれども、牛乳は、生乳を牛乳の処理加工業に、それが乳業資本であらうと、農協の共同でありませぬかと、安定して継続して取引されるのが望ましく、また、本来そゝろ性質もありません。その間にいかなる契約をして、いかなる契約内容を持つた場合に――まあ封建的といひますか、不合理な特約関係にあるのか、あるいは一般的にはみんな特約関係じゃないか、そゝろいふ見方もございませぬので、総合農協の取扱いがどのくらい、専門農協の取扱いがどのくらい、まさに特約的な乳業資本の隷屬下にあるような任意の酪農組合と申しますか、そゝろいふ専門、総合を通じた農協法に基づく農協の取扱い以外の農家団体の取扱いがどんなものかということなど調査をもちましておるわけで、御提示をしてもけつこらだと思ひます。なるべくあとで提出さして下さればありがたいと思ひます。

○清澤俊英君 一つその資料がございませぬか、そゝろいふ立場において、日本の政府は乳業の発達を、農協等を中心にした農家団体の経営に重点を置いて、将来行かれるのか、たまたま私どもが聞きます政府答弁等の中には、往々にして日本の乳業の発展も、現在の大乳業会社等が長い間の苦勞と指

導等によつて発達を来たしたのであるから、これらとの関連における因縁はどうもあまいいんです、その点が、もう無視することはできない、こゝろいふようなことが言われるので、基本的な考え方としては、将来における酪農のあり方は、農協団体等を中心にした乳業を基本的なものとして考へておらうのか、その点、言ひますと、今まで通りどちらつかずのことで大事なことろでふらつかしていかれるのか、そゝろいふ点のまだお考えが、政府の方針がきまらなければきまらぬでよろしいが、根本的な方針を一つお伺ひしておきたい。

○政府委員(安田善一郎君) 日本の牛乳の生産消費につきましては、明治三三年度ですか、政府が外国から直接に牛乳を導入しまして株式会社、国策会社的なものもございまして北海道に、あるいは内地におきまして――東北等でもございませぬが、その産業の育成に努力したことがございませぬが、その過程は割に順調な成長をして、大体に申しますれば、これが中断されまして、その後当時の市乳を中心に、牛乳会社といひますか、そゝろいふ面からむしろ発達をしてきた過程もございませぬ。もちろん北海道において乳製品はあの機構と自然経済条件をもちまして、特別に乳製品が発達したことも御承知の通りであります。そゝろいふ沿革も今日まで相当続いてあつたといふことが一つ。また、法律を適用する場合には、現状なり、現在ある事実を識別したり、判定をする場合には、現状がどのくらいか、勢力があるか、実情にあるかといふことはありのまま判定をして特に法律等は適用すべきである、こゝろいふことを申し上げ

たことも衆議院等でございますが、それはそれだけの意味でございませぬ、ただいま御指摘の今後どんな方針があらうか、どちらに重点を置いたらどういふ場合にはどんな扱いをして方向づけをするかといふ点になりませぬといふと、生産者がたゞいま共同販売を相当広範囲に、各団体を通じてますます広区域に行つてはまた未発達でございませぬ。生産者団体で扱います場合でも、量において少く、地域において小さいことが多いのでありますし、御指摘のように買手側の特約関係のある場合も相当あるわけでございます。これは近代的な取引形態に逐次移すと同時に、取引する当事者自身もまた産業自身をいたしまして、生産者が農業経営を合理化すると同時に、生産物を共同販売、共同加工して、その需要が拡大されることは、特に酪農においては望ましいと思つておるわけでありませぬ。他方、資本の、資源の発達といひまして、大牛乳会社等が特殊の機械を備へましたり、技術の開拓をしましたり、あるいは外国の牛乳会社との競争において輸出品を作つて参らう、シンガポール等において今試験的にやつておられますが、こゝろいふものはまたそれを育成する要もあるかと思ひますが、それらについては、考へ方を以上のような点に重きを置かしまして、さらにはいろいろな事情が加わりませぬが、生産者が十分に農業経営として成り立つ健全な発達を意図することを目的といたしまして、それも販売と処理加工、その加工品の販売という段階までは逐次進めていきますように、また、生産者団体の活動も長期にわたる、なるべく広区域で大量のものが扱わ

れて力が強くなつていくことをむしろこれを助成したい、こゝろいふ考えでおるわけでありませぬ。

○清澤俊英君 ただいまのお話を聞くと、まあ非常に消化するところがたくさんありますが、それだとすれば、集約酪農地区もしくは周辺等をまじえたものの農民的な観点に立つた加工施設、こゝろいふものに対して一つの系統的な指導方針が私には必要ではないかと思ふ。ところが、それらに対してはほとんどまだ確立しておらぬ。といふことは、かりに農協等を中心にして特別な加工会社の設備を作る、こゝろいふような場合の金は、むしろから見ましても、非常に不合理な場所にいるようなものがございませぬ、いろいろ農林省関係の資金が回つてきてそゝろいふものが作られる。非常に私には不合理なものだ、こゝろ思ひませぬ。方々にわづかな期間にそゝろいふものがたくさんにできる。これが一つも共同的なことをやらぬで、むしろ激しい競争に入らうと思ひます。その苦しみから、しまいは、むしろ大乳業会社との悪い縁を結んでくる、そゝろいふた混乱の中で大乳業会社はまたその地区に特別に加工場を持つておるのでありますから、従ひまして、われわれから見れば、よくもあれだけのことができると思ふやうな、乳価についてはそゝろいふ差は持ちませぬけれども、サービスマンにおいて非常な便宜をはかつていく、その点で非常な競争力を発揮して、乱立せる農民経営の乳業会社ですかを圧迫している、こゝろいふやうな形が逐次見受けられる。こゝろいふとき、やはり農林省としましては、

るわけでありませぬ。

るわけでありませぬ。



給食のパンを一つとらえましても、バターなり砂糖の投入率というのはいま各都市町村によって違いますよ。いまだに五―三の所もあると思うと四―三の所もあつたり、これはそれぞれの自治体の負担力の問題もあるでしょうけれども、こういう問題も、これは文部省との関係もあるでしょうが、もう少しきめるべきところは一つにきめて、そうしてそれぞれの局なり部に流さなければいけない。その結果が今申しますように、何かわれわれが聞きますと、米が豊作になつて喜んでおつたところが、これはけつこうなことでありますけれども、米の豊作の結果が国民の栄養が低下した。しかも、それを政府の一つであるところの厚生省が堂々と正直に発表したことはけつこうでありますけれども、こんなみづつもないことは、これは行政の失敗といわざるを得ないのです。そういう点につきましても、まあ厚生省や農林省は別として、農林行政の中において、もう少し酪農振興の問題一つとらえましても、畜産局だけの問題では解決しない。特に食糧庁の関係において十分のマネイジをしてもらいたいということ

を特にこの機会に――たまに出て来ましていろいろ注文をつけて申しわけありませんけれども、お願いしたいと思ひます。なお、御感想がありましたら御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋衛君) 先ほど河野委員が御指摘になりました通り、私も厚生白書を読んだのでございしますが、昭和三十年度以降の豊作の結果として、たとへば農民の中には四割に近いところの米食病者があるというふうなことが指摘されておる次第でございま

す。栄養的に申しますと、米といものはつきりわかつておるわけではございすが、しかし、何分にも米といものは味の点から申しますと、一番安くて一番うまいという関係からいたしまして、豊作になり、やみ米の価格が下がりますと、当然にそういうような傾向が出てくるのはこれは自然の勢いであるかと思ふのであります。しかしながら、政府といたしましては、それに対処してやはり栄養的に見てもつと完全な調和のとれた栄養食を与えて、そうして国民体位の向上をはかる、これはまた当然の責務でございします。かような見地から、農林省の所管におきましては生活改善指導というところに非常に力を入れておまして、最近の調べによりましますと、米食と申しますか、純農の水田地帯におきまして大体米からとる栄養が全体の八割五分に至つてゐる。日本全体としては、最近の統計で大体七割五分が標準のようであるが、八割五分に至つてゐるという事情もございまして、これを何とか六割五分ぐらいを目標にして努力いたしたいということも累年努力をいたして参つておるのでございします。来年度予算におきましても、生活改善指導員は特に普及員の数を九十二名増員いたしまして、そうしてその方面に非常な力を注いでおる次第でございします。

なお、先ほど来御指摘になりました、つまり栄養とそれから生産の連絡の問題、この問題は、昭和三十三年度の予算を編成いたします際に、長期経済計画を政府としては立てた次第でございしますが、その際において、畜産の振興を大きく取り上げた趣旨も、特に酪農を中心として畜産の振興を大きく取り上げました趣旨もまたその点にあるのでございまして、これは五力年間の数字をすつとごらんになりますと、酪農の、たとえば牛乳の製品について、倍以上の生産をなし、同時に、消費の増大をはかるということにいたしておりましますので、その間にお今後検討すべき点、また今後調整を要する点が多々あるとは存じますが、その方向に、御指摘のような方向に絶えず努力をいたしておるということは一つ申し上げておきたいと思ふのでござい

す。

○小笠原二三男君 ちよつと農林省の内部の問題につきましても御指摘があつたのでございしますが、その点もまた、絶えず注意を払つておる次第でございしますが、なお、至らぬ点が相当あるかと思ひますが、今後とも御指導のほどをお願いいたしたいと存じます。

○小笠原二三男君 ちよつと、質問に入る前にお尋ねしておきますが、ずつと続けてやつていひわけですか。

○委員長(秋山俊一郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をつけ暫時休憩いたしまして、午後一時半から再開いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(秋山俊一郎君) これより委員会を再開いたします。

午前に引き続き酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題にいたします。

御質問の向きは御質問願ひます。

○小笠原二三男君 まず最初に、現在の業界の趨勢を伺ひたいのですが、昨年の夏以来大騒ぎしてきましてこの乳価問題の点ですが、大体三十三年度と申しますか、本年度のバターを生産はどれくらいの見込みになる予定なんですか、そしてそれは生乳換算幾らですか。

○政府委員(安田善一郎君) 三十三年度は、バターが生産されますものと牛乳は、年度で、まさにその年度末に近いおるのであります。生乳換算いたしまして、八百四十二万五千石になるだらうと思つておるのです。そのうちに、いわゆる市乳と申しますものが、農林統計によりますと、三百七十八万六千石処理されまして、乳製品の製造に回るだらうと思われましますものが、年度末であります。三百七十九万二千石、そのうちにバターの生産があるわけでありまして、石でわかりやすく申しますと、バターは百九十一万石相当でございまして、トシ数で申しますと一億二千九百二十トシになるかと思つております。

○小笠原二三男君 この百九十一万石から出る脱脂乳のうち、チーズに交つていくのは幾らぐらいですか。

○政府委員(安田善一郎君) チーズは牛乳全体をもつて生産するものであります。バターを取りますと脱脂乳ができるわけでありまして、脱脂乳は大体バターの二倍でございます。原料のまま牛乳との割合と申しますと、バターが一、脱脂乳の中の固形分が、脱脂粉乳でありますが、これが二ということになります。チーズは別途に原料乳そのものを全部使わなくてははいけません。これ

は石数に換算しまして十九万五千石、トシ数で三千四百三十三トシというものが農林統計の概要でございします。

○小笠原二三男君 それで、大体現在の生産者価格と申しますか、業者の買上げ価格の平均はどれくらいになっておるんですか。

○政府委員(安田善一郎君) なまの牛乳で申しますと、全国平均が最近は一升当り四十四円ぐらいになっておりますが、地区によつて違ひますが、バターやチーズを大半作ります所、東生等がおつしやいました乳製品地帯、こういう地帯ではこれが全国の農家の販売価格の最低の地帯でございまして、一升当り生乳が三十六円、北海道とか東北の草地が多いような所ですね。最近はこの一升当り二円の生産奨励金を付するようになりつとあります。

○小笠原二三男君 それにしても、この原料乳の三十六円プラス二円というものは、昨年の夏相場以前の相場よりは落ちてゐるわけですね。まあそれはともかくとして、それではそのコスト計算では、大消費市場を持ち市乳として主として供給してゐる地域ですね、そこで購入飼料を中心にしてやつてい

る酪農経営、こういうものと、主として自給飼料でいつておる原料乳県、これのコスト計算は農林省ではどういふようになっておりますか。

○政府委員(安田善一郎君) 実は非常にむずかしい問題なことは御承知で御質問かと思ひますが、北海道の今三十三六円強の農家基本乳価、奨励金二円と、こう申し上げておりますことは、去年の六月以前は四十円、基本乳価だけで奨励金なしで四十円、東北の北三

県等はそうでございまして、これの生

は石数に換算しまして十九万五千石、トシ数で三千四百三十三トシというものが農林統計の概要でございします。

○小笠原二三男君 それで、大体現在の生産者価格と申しますか、業者の買上げ価格の平均はどれくらいになっておるんですか。

○政府委員(安田善一郎君) なまの牛乳で申しますと、全国平均が最近は一升当り四十四円ぐらいになっておりますが、地区によつて違ひますが、バターやチーズを大半作ります所、東生等がおつしやいました乳製品地帯、こういう地帯ではこれが全国の農家の販売価格の最低の地帯でございまして、一升当り生乳が三十六円、北海道とか東北の草地が多いような所ですね。最近はこの一升当り二円の生産奨励金を付するようになりつとあります。

○小笠原二三男君 それにしても、この原料乳の三十六円プラス二円というものは、昨年の夏相場以前の相場よりは落ちてゐるわけですね。まあそれはともかくとして、それではそのコスト計算では、大消費市場を持ち市乳として主として供給してゐる地域ですね、そこで購入飼料を中心にしてやつてい

産費の關係でございますが、もう一つは、市乳地帯で濃厚飼料ばかりというのでござりますが、京浜地区で申しました、昨日も当委員会でも申し上げましたように、岩手県下の集約酪農地域が昨年までで三地域ありまして、東京の市乳に持つてくるほどでございますが、ここは去年の六月以前は五十一円、今は四十六円くらいになっております。これも奨励金が最近は一升当り二円がついておられます。地方によつては、この奨励金でなしに、基本乳価でプラスせよという紛争がありまして交渉中でございますが、まず、その地帯について飼料との關係を申し上げますと、東北と近畿地方、九州は違いますが、非常に様相の差があるわけでございます。飼養頭数も、自給飼料も、濃厚飼料も、その三者の關係が違いますが、本州全体をならしてみますると、本州といいますが、内地の酪農は一頭飼いが中心で、せいぜい二頭程度まで、これが御承知の農家の経営規模によりまして、自給飼料は養分として二割五分ないし三割五分であります。南関東から中国筋までは大体二割五分、北関東から東北にかけては道内全体をならして五割くらいから六割五分、大半六割五分くらいから六割五分でございます。濃厚飼料が三割五分であります。私どもは四年目標くらいでこれを逆転せしめて、飼料割合を本州北海道を通じて六割五分以上、北海道八割五分程度まではもつていきたいというのが自給飼料の關係であります。この飼料の自給度によ

りまして生産費は相当違います。それを最近までの生産費調査によりましていうと、生乳の販売価格一升四十四円とか、五十円とか、三十六円とか、そういう場合の大体六割が濃厚飼料であります。いずれも販売は粗収入、濃厚飼料は粗支出——現金の入つてくるそのまま、出ていくそのままで、経費を引かないものであります。そういう關係になつておるわけでありまして、**○小笠原二三男君** 御親切な御答弁で非常によくわかつたのですが、大体よく農林省では一升当り生産費五十三円とかなんとかというふうなを出しておられますが、そういう出し方で今の三十六円に相当する地域においては、どの程度か、それを端的に教えて下さい。**○政府委員(安田善一郎君)** 御承知の費用化主義と申しますか、労賃とか、自給飼料を作る、それから家畜から出る尿、糞尿を肥料にするというのを労働時間に見積りまして、労賃に換算するのを費用化主義といつておられます。そういう生産費調査で、かつまた、自己労賃は類似の付近の雇用労賃で評価いたしますと、原料乳地帯で四十五円から五十円くらい、まあまあであります。総じてご都城に近い濃厚飼料のたくさんござります所では六十円から七十円程度が最高のところでございます。その範囲内にはばらばらあるのを調査しているわけでありま

うということなんです。そこで、農林省当局としては、もしもこれが農産物の支持価格制というふうな問題の考え方をするとすれば、どういふところが基準価格として、今の程度のところが押えていかなければ、酪農家、いわゆる生産者のそれが保証されないという検討をしておるのか、そこを伺いたい。ためにここまで聞いたわけなんです。**○政府委員(安田善一郎君)** 農林省は目下なまの牛乳の農家販売価格の支持価格制度をとるべき段階に至つておらないと思つておるのであります。今、申し上げましたように自己労賃も、中間生産物も、費用化主義に見積つた場合の雇用労賃並みに評価するような生産費では、日本の牛乳がほとんど全部牛乳地帯から市乳地帯にわたつてどうも数字が合わないものであります。これは一つは調査方法にもあります。これは一つの他の耕種農業の経営をして、その上で家畜を飼う。牛乳生産のときは妊娠をさせるのが前提でありまして、子供の値段なんかは相当な関係があるわけでございます。目下支持政策をとる場合には幾らぐらいいいかといふことを、生産費との關係からもう少し、私はほんとうはもうそういうふうなこの農業政策を逐次とつていきたいのですが、やはりこれは従来からのなま牛乳と乳製品の価格の趨勢とか、一般物価との關係とか、農家の耕種農業及び乳牛飼育に要する農家の購入品とのバランスでありますとかといふものを考えながら、なお、これにつけ加えまして清澤先生から昨日御指摘のありましたようななま牛乳を買い側の加工費の調査、こういうものを見まし

て、さらに、それに生産費調査を参考にしてみる。その場合には生産費調査はもうちよつと地域的にも乳牛の飼育形態、酪農の経営の形態なども、各地域とか経営のやり方とかをよく代表するように調査戸数も増まして、調査方法もよく研究する必要があると思つておられます。この關係は、蛇足でございますが、日本の麦の値段についてもそういうことがありますので、何と考へたらいいかの研究を進めておるところでございます。**○小笠原二三男君** いやいよいよんちくを傾けてきたのでレクチュアを受けたいわけですが、わかつたようなわからないような、そういう話に多分なるだらうと思つたのです。それで、われわれのようにならうと流にものを考える場合、酪農振興といふことで政府が法律をきめ、また予算の裏づけもしてこれを計画的に進めるといふことであるならば、現状の生産者価格、それから生産費、これが客観的にわかつておるなら、このギャップを埋めていくという考えなり、あるいは中間的なところまで持つていくのだというふうな考えなりが背景になつて酪農振興を考へてみるかやいかぬのじやないかという点で価格の面だけにしほつて私はお尋ねしているわけなんです。農林省としては、それは今言うように幾多の農家自身の経営の実態が違つておるから、地域的に非常な違いもあるのです。この乳製品加工業者の方の加工賃あるいは一般物価、農村に入る購入物の価格、こういうものはある程度わかるものはわかるわけなんです。から、価格支持制を用いようが用いまいが、農家の生産費をこの程度は保証する価

格が生産者価格にならなければならぬのだという一つの方針をお持ちになつていろいろの奨励施策が具体的に講ぜられるというふうなのが望ましいように思われる。そういう意味で農林当局としては、現状において三十六円、四十四円といふことが妥当であるとお考えになつておるのか、また、これは農家経営を困難ならしめる、従つてこの程度のところまでは努力していきたい、将来何年かの間では実質生産費をこの程度は償ふところまでは持つていくような流通の關係も考へていきたい、何かそういうものがベテランの局長あたりにあつていいものかと思つて、今ごろは当然そういうことを言ひ出したいのだからというふうな感じを持つておるが、ないのですか。ただ、めくらめつばう乳の生産はほとんど伸びませんが、価格、流通はどうなるかわからぬ、こういうものでしょうか。

**○政府委員(安田善一郎君)** 具体的な行政は、法律に基いて適正に最近の相当期間をとつた現状から出発してより改善する目標を進めたいと思つておるが、農業政策または経済政策としての酪農の振興は、法案でも御説明しましたように、経営改善をはかりましてやはり生産費の低減をはかる、そして売り値は比較的安いが手取りはむしろふえる、そして最終製品も消費者があつて消費がふえる、国際的な酪農製品と競争もだんだんできる、まあこれは一定の関税は要すると思つておる。その経営改善目標は長期を要しますが、とにかく法案を用意し、改善計画を立てて目標を立てたいことと思つておる。各地に地帯別また経営形態別の別

は、小笠原二三男君、岩手県の経済連でたしか出した資料によると、一升五十一円か幾らか出ておつたように思いますが、いざれにしまして四十四円、三十六円よりは生産費は高い、こ

ういうことなんです。そこで、農林省当局としては、もしもこれが農産物の支持価格制というふうな問題の考え方をするとすれば、どういふところが基準価格として、今の程度のところが押えていかなければ、酪農家、いわゆる生産者のそれが保証されないという検討をしておるのか、そこを伺いたい。ためにここまで聞いたわけなんです。**○政府委員(安田善一郎君)** 農林省は目下なまの牛乳の農家販売価格の支持価格制度をとるべき段階に至つておらないと思つておるのであります。今、申し上げましたように自己労賃も、中間生産物も、費用化主義に見積つた場合の雇用労賃並みに評価するような生産費では、日本の牛乳がほとんど全部牛乳地帯から市乳地帯にわたつてどうも数字が合わないものであります。これは一つは調査方法にもあります。これは一つの他の耕種農業の経営をして、その上で家畜を飼う。牛乳生産のときは妊娠をさせるのが前提でありまして、子供の値段なんかは相当な関係があるわけでございます。目下支持政策をとる場合には幾らぐらいいいかといふことを、生産費との關係からもう少し、私はほんとうはもうそういうふうなこの農業政策を逐次とつていきたいのですが、やはりこれは従来からのなま牛乳と乳製品の価格の趨勢とか、一般物価との關係とか、農家の耕種農業及び乳牛飼育に要する農家の購入品とのバランスでありますとかといふものを考えながら、なお、これにつけ加えまして清澤先生から昨日御指摘のありましたようななま牛乳を買い側の加工費の調査、こういうものを見まし

て、さらに、それに生産費調査を参考にしてみる。その場合には生産費調査はもうちよつと地域的にも乳牛の飼育形態、酪農の経営の形態なども、各地域とか経営のやり方とかをよく代表するように調査戸数も増まして、調査方法もよく研究する必要があると思つておられます。この關係は、蛇足でございますが、日本の麦の値段についてもそういうことがありますので、何と考へたらいいかの研究を進めておるところでございます。**○小笠原二三男君** いやいよいよんちくを傾けてきたのでレクチュアを受けたいわけですが、わかつたようなわからないような、そういう話に多分なるだらうと思つたのです。それで、われわれのようにならうと流にものを考える場合、酪農振興といふことで政府が法律をきめ、また予算の裏づけもしてこれを計画的に進めるといふことであるならば、現状の生産者価格、それから生産費、これが客観的にわかつておるなら、このギャップを埋めていくという考えなり、あるいは中間的なところまで持つていくのだというふうな考えなりが背景になつて酪農振興を考へてみるかやいかぬのじやないかという点で価格の面だけにしほつて私はお尋ねしているわけなんです。農林省としては、それは今言うように幾多の農家自身の経営の実態が違つておるから、地域的に非常な違いもあるのです。この乳製品加工業者の方の加工賃あるいは一般物価、農村に入る購入物の価格、こういうものはある程度わかるものはわかるわけなんです。から、価格支持制を用いようが用いまいが、農家の生産費をこの程度は保証する価

の地帯と経営形態において、いろいろ変えますが、遠慮してお話を簡単に申し上げますと、四年間では生産費が少くとも一割、大体平均で一五%下げられるようにもつていきたい。それは少くとも、つまり自給飼料の基礎造成を濃厚飼料の給与を減らしながら、また品質確保の上において大部分それを行なう、あとは飼育管理それから共同販売、または売れる牛乳は約一割が不良乳として売られまして、その場合は乳価が半分になってしまふ、五十円のもの二十五円になってしまふ、四十円のもの二十円になってしまふ。この品質検査を厳に行なうましたり、経済能力検定を乗年度から行なう、前者は三十三年度から、後者は三十四年度から始めようとしておることも一助でございますが、合せまして経営改善地区その他において、酪農については特に畜産会、農業協同組合等の濃密指導部を予算上用意いたしておりますが、そういうことも指導の徹底と品質改善をしたいと思ひます。そういったと、乳価とはどういふものかというものがおのずから出てくると思ひますが、最初のうちは、やはり以上申しましたように、酪農をすることにによりまして農家の粗収入を増し、限られた耕地のほかに未利用地も草地改良その他をやりまして、より経営を拡大する、高度化していくというによりまして粗収入を増すと同時に重点を置いて、かつ、生産費を逐次費用化主義で自己労賃も雇用労賃を確保するようにもつていきたいのが方法論でございます。かりに、畑作で従

来の畑作物を、北関東等を例にとつて申しますと、一反歩ではその粗収入は一万二千円くらいであります、商品化された作物は、それに一町歩経営で、たとえ二反歩利用して、飼料作物ですと年四回使えますから、利用率が増しますから、その四倍の八反歩を作つたようになるわけです。そういうようなことでありますから、かりに乳牛二頭を飼う、それで二頭飼えば、さつき申しました私どもの目標の飼料の自給率になります、その場合は農家の粗収入は約二倍になります、一反歩当りにつきまして約二倍になります。そういうことも日本の農業の現状に即して、現実から出発する意味において、そういうふうにもつていきたいと思います。逐次生産費をカバーするのにもつていく、その場合に一万二千円、二万四千円と申しましたのは、現状乳価における粗収入を申し上げたわけです。そう考へまして、あとは問題の最初であつて、かつ、最終の問題のお問いでございまして、その内容の個々より全体について御判断を願ひたいと思ひます。

○小笠原二三男君 それじゃ端的に伺いますが、現状において四十四円、三十六円という生産者価格は、これは農家にとつては赤字となる、実際の労賃換算その他加えるならば、これではいけないのだ、今の現状においては、これではいけないのだという事、これではいけないのだと思ひます。これではいけないのだという事にはならぬと思ひます。端的に御答弁願ひたい。

○政府委員(安田善一郎君) 各種の観点から見まして、やむを得ない価格で落ちついておる、思ふところでありま

す。

○小笠原二三男君 では、具体的に御尋ねしますが、北海道、東北、畑作地帯における自給飼料を中心とした酪農経営に切りかえていくというふうな考へ方の中心になるものは、やはり土地だと思ひます。飼育管理その他というふうなものは、そう大して重要性は持たないものではないかと、畑作にしまして、一頭当り、農林省は、標準として何反歩が適当で、それでその生産費を見ていくという一つの標準があると思ひますが、お示し願ひたい。何かあると思ひますか。

○政府委員(安田善一郎君) ちよつと失礼しましたが、北海道等についてとおつしやいましたか。そうでありませんでしたか。

○小笠原二三男君 北海道、東北、この二つについて。

○政府委員(安田善一郎君) 北海道よりは東北は小面積でいいと思ひますが、東北の一部は寒冷地で、やや似ておると思ひます。で、三十七年度ぐらいを目標に、合理的な経営で生産費を償ひ得るようになり、そして酪農も国際的にも安定して生産収入もかなり立て得るようになり、こう申しますのは、その地帯では、北海道では、一頭当り四反歩の飼料作物を付しております。東北はもっと少いと思ひます。しかし、その場合に、先生御指摘の、土地が重要だとおつしやいますが、まあ乳牛というの機械のようなものでございまして、非常な精密機械のようなものでございまして、かつ、生きものであり、飼育管理、泌乳、搾乳、また、その前の種付等非常に実影響が多いのであります。乳量ということに非常に関係ある

わけでありまして。また土地につきましても、既耕地というばかりでなしに、牧畜農業と連うこと、当然御存じの通りでございますので、牧野で草地改良をいたしましたり、堤塘を使用したり、固有林を使用せしめましたりして、もつと広範囲に、二反歩、四反歩ということ考へていく必要もあるし、その方が実現可能性もあると思つております。

○小笠原二三男君 三十七年度ごろを目ざしていろいろな計画を達成——目標を定めて一つのいろいろな計画を立てておる。非常にけっこうなことですが、それなら、それに関連してお尋ねしますが、この酪農の指導関係です、経営改善なり、あるいは飼育管理の指導なり、幾多技術指導を要するわけなんです、現在農なり、あるいは試験場なり、あるいは畜産組合なり、経済連なり、また改良普及員なり、これらのもので、今日まあ一般的に畜産指導といひましようか、畜産指導に當つておる指導員、技術者、この方は全国に何人くらいおられますか。

○政府委員(安田善一郎君) 最近は、普及員の中にも、従来畜産関係者が少なかったもので、増すと同時に、技術普及員の増加に當りました。畜産に重点を置き、さらに専門技術員の増員についても逐年行なつております。畜産の関係者を一番多く見まして、その増加分の割合は、畜産関係を約七割に置いておるわけです。主として増員は酪農中心に行なつております。その実員につきましては、予算書で配付したかと思ひますが、ちよつとお待ち願へば、探し出しまして差し上げます。また畜産界の経営診断と事故

防止事業については、この改正法案によります第一年度の計画地区については、予算は七百八十地区——地区は市町村単位ですが、その地区の濃密指導員は、関係の農業団体の獣医さんから畜産改良の職員、草地改良事業も加へまして特別に拡充する予算措置をしておるのであります。特技普及員の設置は……。

○小笠原二三男君 もうむずかしくなくていい。

○政府委員(安田善一郎君) はい。あとで資料でござらぬ下さいますとよくわかります。

○小笠原二三男君 私のお尋ねしておるのは、概括的に、日本に、その酪農指導をやる関係者が概算何人くらいおつて、何頭当り一人が受け持つような勘定になつておるのか、それが三十七年ごろになつたらどの程度になつていくのか、そういうことを聞きたいのです。そうしてまた農林省としては、標準的に何頭当り一人の指導者を持つていかなくちやいかぬとお考へでいるのか、そういうことが科学的に何の計画もなくおるのでは困るのじやないかと思ひます。どこの県の畜産課でも、集約酪農の指定は受けました、乳牛の導入はほとんどんする、ところが、巡回指導もなにも手が回らぬ、定員不足というふうな実態にあるようですか、従つて、どういふふうな計画でこれを埋めていこうとしておるのかということからいつて、標準的にはそれはいろいろな地域差があるだらうけれども、一人で何頭くらい、あるいは農家戸数でいへば何軒くらいを担当して指導するというのが適正だと農林省はお

考えになつておられるのか、そういう点のうんちくをお伺いしておる。

○政府委員(安田善一郎君) 農家の機構、組織によります指導者、言いかえますと、農家の要望を、専門的な経営の指導者や家畜衛生の指導者に取り次いだり、また自分ができる程度で指導したりする部門を除きますと、普及員がそれに準ずる者で、二十戸に一人くらいに思ひます。さらに、地帯によつて違ひますが、百戸ないし百五十戸というより、所にもより、高級な、専門的といひますか、そういう技術員がいます。その上に酪農指導所、畜産試験場、あわせて、多角経営の酪農ですから、これは家畜の個体につきまする品種改良のような場合、えさの給与の場合、自給飼料はまた新種農業のようなものから、その場合、特にまた重要なのは、家畜衛生ということが非常に重要なことで、その系統ごとにそういうことが言えると思ひます。ただ衛生のようないことは、おのずから担当範囲が広くてもいいと思ひます。現在この系統は、主として振興局に普及関係の事業がありまして、試験研究の方もまた振興局にありますので、昨年来長期的な総合的な酪農対策の要綱でございまして、構想と名をつけられました一連の総合対策を農林省の省議でございまして、予算にも、法律案にもその主要部分を反映されておるわけでございますが、各局一体となつてこれを実施して、ひとり畜産局のみでやらないように、中心ではあります、やらないように、県においても、団体においても、新年度早々からそういうふう

管できるように行政実施のやり方をやろうと思ひます。御指摘の数字のごとでございしますが、少くとも三十七年までには県の職員は、県庁の本省の職員ですが、五百人、特技技術員を一千三百人、保健所を千五百人、四千三百人は最低確保したいと、そういうふう思つております。

○小笠原二三男君 そうですね一人当りそれは何戸、何頭なりを管理するのですか。

○政府委員(安田善一郎君) それは、その限界を延べ人とでもいひますと、一人が先ほど申し上げましたように、戸数でいへば五十と二百の間、頭数でいへば百頭と二百頭の間、今は団体指導員の関係は二十戸くらいをねらつております。臨時雇いで必要なときだけ行く延べ人になつておりますので、働く延べ人数と専門職の人数の問題と、いろいろ運用の仕方がありますが、ざつとお答えを申し上げますと、そういうことになつております。

○小笠原二三男君 それではもう時間がありませんから、またあとでこれらの計画についてもお尋ねしたいのですが、さつき清澤委員もお話になりましたことに関連があるのですが、何としてこの市乳地帯、大消費地を控えておるこの地域のそれは生産者価格が低い、こういう点はどうも望ましいことではないという感じをしろうと流で持つのですが、何としても、爾のようなもので、去年はああい千四百円の支持価格、それが趨勢価格だということ千円にも下げられましたが、同じ農

家の農産物で、あの種の酪農家よりも数少ない養蚕農家のためにもああい価格が形成されて、そして養蚕農家が守られる、こういう施策が国の施策としてある。あるいは最近の例でいひますと、テンサイですが同じその農家の栽培するテンサイでも、大体買入価格というものがコンスタントになつてい、そうしてその間の赤字は食糧庁が保証するといふような形になつてい、今日膨大な酪農家が出てい、この乳の問題だけではそういう点から何もない。今後奨励するだけではない、この支持価格制といふことは、今日の段階で困難であらうといふこともわかりませんが、政治の公平といふ立場から考へても、この問題は、単にもうそういう事態にあるのだから、やむを得ないのだといふことだけでなくて、何らかの研究も工夫もする必要があるであらうし、ことに、森永、明治、雪印等大きな業者に集中されている乳の問題なんですから、なおやる気があれば、あるいは研究して結論が得られな、あるいは研究してしろうと流で考へる。そこで、大消費地を控えている農家は得するし、そうでない所は損であるといふような、地域的な制約を受けるというよりなことを排除していく考へ方といふものを前進させることはできないんですか。それだけきよは聞いておきます。

○政府委員(安田善一郎君) 決してしろうとの御議論ではないと思ひます。基本的な考へ方は、そういうふう持つていくのが一つの大きな、また、多くの賛成者を得る酪農政策だと考へます。ただ現段階におきましては、北海道、東北の集約酪農地域のよ

うな所の、先ほども申しした現状において、最近一升三十六円プラス生産奨励費の形の二円ついた価格が日本の乳価の最低価格でございまして、きのうも申し上げましたように、神奈川県と岡山を中心とした北九州地帯が一升六十円くらいにプラス二円の日本の最高地帯であります。現状の乳価で申しますと、これは一般的に申しますと、市乳地帯における生産者の販売価格が高いことは必ずしも不当でないことが一般的にはある、それは生産費も高いことが多いのであります。また他の関係から申しますと、三十六円地帯、かりにそう申しますと、これについて施策よろしきを得ますといふと、それが三十八円、こうなりまして、ほかの地帯もそれに準じまして乳価が最高の地帯まで、実地において小さい経済圏を作りながら段差がついて自然に上つて参る現状であります。今までの現状であります。これを市乳地帯であらうと加工乳地帯であらうと、複合地帯であらうと、生産者の販売価格といふのはどのくらいになるか。また、そういうことは考へないか、そういうことについての御意見だと思ひますが、逐次、不十分なからできる限りにおいて研究を続けているわけでありまして、これはやはり一つは酪農の生産面、乳製品の消費面、両方ともまた今後数年でも倍くらいになる、その以前、以後も相当に伸びるべき発達過程でございまして、農家のところから消費者のところへ行きますまでの、この生産から流通消費の過程がきわめて合理化をいたしてございせん。そこで、それをあるがままに一つ

の経済制度を統制的に作りましてする、合理化を妨げて、発達を妨げる弊害もある部分では出てくると思ひます。いい長所はたくさんあると思ひますが、出てくると思ひますので、それらの点を総合的にやはり考へて、早く安心して健全な酪農経営が拡充されま、それがその経済状況や需給状況で、また外国の乳製品との関係で、非常な打撃を受け、変動を受けにくいような、そういうものを作るようにしてきてほしいと思つて研究いたしておる次第であります。今日それは成案を十分に持つております。また、先生の持つておられますように、牛乳の最低支持価格は、あるいはその一つであらうと思ひますが、それだけではだめであり、そういうふう思つておる次第であります。

○小笠原二三男君 私は、さつきから御答弁になつておる通りに、自給飼料でいく部分をどんとんふやして、これがやはり根幹である、その通り賛成します。それから価格の問題も、単につり上がればいいという状況ではない、やはり国際的な競争という点に於いて、飼料の自給度を高めて、そして農家が抵抗できる素地をつちかり、これが基本だと思ひます。ただ、そのために、局長が言うようなことの一部分に触れますが、私の推論は乱暴かもしれませんが、大消費地付近は、近傍は市乳としてどんとん消費がいくから、従つて、高いえさがある程度買つてやつても採算がつくといふことで、えさが高くなるというところは、これは地方の原料界のえさの価格にも影響していくわけですが、私はそういうふう推論が成り立つと思ふ。特に今日独占



口はやはり畜産局なんだと思うのですが、集団飲用奨励課というより一課でも作って計画的にどんどん進めるといふような用意はなくて、六百万円で一つ集団飲用奨励をやるという看板をかかげるわけですか。

○政府委員(安田善一郎君) 財政行政管理の当局がそれを許して、諸先生方が国会で御可決下さる諸情勢が成熟いたしましたら、それくらいもつていきたいと思いますが、ただいまは農林畜産課の係として独立させまして発達段階が現状の程度でございますから、一番能率あるところの注文取りに歩かしておるのです。なお、これに関連しましては、全農連とか主婦連とか石川島工業の川崎の工場とかいうものも、例をあげますとそういうことですが、各地においてそういうことでもかなり多くいつておりますので、それをお奨励したいと思っております。

○小笠原二三男君 意地悪い質問のようですけれども、それで大体集団飲用の伸びをどれくらいに目標を置いてやろうとしておるのですか、三十四年度。

○政府委員(安田善一郎君) その集団飲用を計画立てられるには、また関係の流通機構とそこで行つておられますので、若干係にはそういう意味で数字らしきものをつけておりますが、私にはここに先生に公的な席で計画的数字として申し上げるものを持っておりません。

○小笠原二三男君 次に、第二章の二の「酪農経営改善計画」についてですが、この種の改善計画というものを市町村に——この種というものは農業関係

ですが、この種の改善計画をやらせているのはどういふものがありますか、農林省として。

○政府委員(安田善一郎君) 耕地農業と酪農とをあわせ用いまして、既耕地の作付ばかりでなしに、その他の農用地、草地等も加えたものはありませぬ。ありませんが、市町村またはこれに匹敵するような適当なものをしまして、とにかく農業の計画を立てる、その農業の計画の中で酪農経営を改善する、経営という要素を取り入れて考えたいというものの例を申し上げますと、まず第一は、開拓者の営農振興法でありまして、また、それを含めて、もつと広い、いろいろな面での計画を立てて、個々の事業に助成をまとめてやる新農村建設計画といわれておるものがあります。また、この国会に提出されました北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案、これは融資法でございますが、畜産もそれに照応するようにして、他の酪農経営手段も合理的に作る、これは農家の方に市町村が指導例を示しまして、農家が共同して作ったものにセツト融資をする、家畜の方はそのセツト融資に照応して動員をはかる、こういうものがあります。この三つなどその例でございます。

○小笠原二三男君 この「経営改善計画」においては、次に掲げる事項を定めるものとする。とありますが、この幾つかある事項のうち、市町村の責任で当然やることになるものはどれとどれですか。実施するということと考えれば、市町村の責任で実施するといふのはどれとどれですか。

○政府委員(安田善一郎君) 第二章の

二の酪農改善計画を立てることを市町村が行いますことをここに規定しておるのでございまして、計画の中において掲げる事項では、一号の酪農地域の酪農経営の改善目標をございまして、これは生産費の合理化や、その他酪農の合理化、そういう目標を示す、また、二号の計画期間をみずから関係者と相談してきめる、三号の乳牛の導入計画なんかを中心に、主体性を持って関係者をリードして作つてもらい、その他は公共事業の色彩が強い草地改良事業関係に力を入れる、これは事業主体としてやつてもらいたい、こういうふうに思つておることなどその例でございます。御承知のように、市町村といふのは地方自治体でございますので、法律をもちまして、都道府県あるいはそれと並んで一定の役目を果させることもございまして、民生安定、産業復興に關することは、その村々、市町村の財政その他の事情に依りまして、他の団体が行うことをみずからやつていわけでありまして、私の方が期待をいたしておる最小限度のこと等を申し上げますと、以上のようにございまして、各項目にわたりました、みずからやる場合も悪くないと思つておるわけでございます。

○小笠原二三男君 なぜ市町村にこういうことをやらせるというふうに改正しようとしたのですか。ということについては、農業団体なり、あるいは酪農組合なり、畜産組合なり、牧野組合なり、それぞれあるわけですが、それをそれらと相談して、市町村長が主体になつてこういうものをやるということにしたのはなぜか。

○政府委員(安田善一郎君) 御承知のように、酪農は発達しつつあるものでございまして、土地に即しまして、既耕地に作物を作付するものよりは——家畜の移動も相当あります。移動があると同時に、飼養頭数の増加もねらつておられますと同時に、合理的な更新と申しますか、老牛、不妊牛等の淘汰も行ふ必要もあるわけでありまして、今のところ、一定の増加趨勢にありまして同時に、また増加以外の変動もあるわけでございます。かたがたもちまして、現行法は、酪農法の重要部門として、都道府県知事が農林省の指定します集約酪農地域について、酪農振興計画を立てることになっております。不十分点も多々ありますが、進んでおります。特に飼料関係のうち、草地改良事業につきましては、事業執行の態勢としまして、法文をもちまして、現行規定では、都道府県と市町村がこれを行うことになつておるわけでありまして、そこで、高度な迂回的な生産と申しますか、迂回生産、土地についての第一次作物作付の農業経営では、以上の家畜を飼養するといふものであります。今後ますます進展、発達の道程にあること、また現行法との関係、一番重要な自給飼料基盤の造成に關しましては、市町村は強く期待しておるところがある、そういう意味で、市町村にこの計画を立てさせることにいたしました。弊害を除去するために、その地区内の酪農経営の農業者の意見を必ず聞くこと、そういう経営者がふえれば、また意見を聞いて計画変更をすることもある。また農業協同組合等が行うべき事項について定めようとするとき

は、当該の農業協同組合等に協議いたしますので、別途の農業委員会法によりまして、農業委員会がこれに参加すること、そういう改正を考えたのであります。

○小笠原二三男君 われわれも集約酪農の特定地域内における町村が直接何らかの形でこの酪農経営なり、酪農振興に参加するといふことは、必要であるといふふうに、従来、現地の事情を見て感じておつたわけですが、しかし一面、これで見ますと、市町村には何ら権限的なものはない。実施の当事者といひまして、従来の草地改良事業をやるとすれば、そういうことだけである。いわゆる農政といわれるようなことはないので、そして何かきめたことをやるにしても、農協団体、農業団体あるいは農業委員会、これらが参画もし、農協が中心で事業が進められるといふようなことでしょう。そういうと、ある面からいへば、市町村がこの種の団体の事業をやるものに金を出してやるがための計画、こういう形にもなるのではないかと、合理的に金を出してやる、金をもらいたい、ということだけのために、こんなことを始めたのではないかと、誤解もしたくな。今の地方自治法の建前からいって、ほんとうにこの市町村には農政はないのです。そういうところでは都合のよいものだけを持ち込んでいって、計画を立てるわけではない。結局、農業団体との協議でこの計画を立てる、立てれば立てればなし、こういう形のものは何かどこか抜けているといふか、足りないといふか、そういう感じがただ直感的にしますのです。

○政府委員(安田善一郎君) 御承知のように、酪農は発達しつつあるものでございまして、土地に即しまして、既耕地に作物を作付するものよりは——家畜の移動も相当あります。移動があると同時に、飼養頭数の増加もねらつておられますと同時に、合理的な更新と申しますか、老牛、不妊牛等の淘汰も行ふ必要もあるわけでありまして、今のところ、一定の増加趨勢にありまして同時に、また増加以外の変動もあるわけでございます。かたがたもちまして、現行法は、酪農法の重要部門として、都道府県知事が農林省の指定します集約酪農地域について、酪農振興計画を立てることになっております。不十分点も多々ありますが、進んでおります。特に飼料関係のうち、草地改良事業につきましては、事業執行の態勢としまして、法文をもちまして、現行規定では、都道府県と市町村がこれを行うことになつておるわけでありまして、そこで、高度な迂回的な生産と申しますか、迂回生産、土地についての第一次作物作付の農業経営では、以上の家畜を飼養するといふものであります。今後ますます進展、発達の道程にあること、また現行法との関係、一番重要な自給飼料基盤の造成に關しましては、市町村は強く期待しておるところがある、そういう意味で、市町村にこの計画を立てさせることにいたしました。弊害を除去するために、その地区内の酪農経営の農業者の意見を必ず聞くこと、そういう経営者がふえれば、また意見を聞いて計画変更をすることもある。また農業協同組合等が行うべき事項について定めようとするとき

効能が具体的にこれによつて起つてくるかという点について、私はまだはつきりつかみ得ないので、私はまだ

○政府委員(安田善一郎君) 直感的に誤解をなさないように願いたいと思

市町村をして行わしむるほどはつきりしたことはないと思ひます。従いま

ら、酪農経営改善計画の計画諸事項に

このことをやるがために、これこれの

このことをやるがために、これこれの

○小笠原二三男君 私、多分提案者

ならばです、今の町村等における農

業関係などという役割のあの実態、中

以上、これが促進に努めるというこ

助するとかいいましても、それは融資

このことをやるがために、これこれの

このことをやるがために、これこれの

○小笠原二三男君 私、多分提案者

菌がゆいというふうな感じを持つわけ

中によつてこの公共団体における

○政府委員(安田善一郎君) 菌がゆい

このことをやるがために、これこれの

このことをやるがために、これこれの

このことをやるがために、これこれの

○小笠原二三男君 私、多分提案者

持つておるんです。各地において特徴

お話をよりに、行かない場合もある

○政府委員(安田善一郎君) 菌がゆい

このことをやるがために、これこれの

このことをやるがために、これこれの

このことをやるがために、これこれの

○小笠原二三男君 私、多分提案者

が、それらの点で御了承を願いたい

○小笠原二三男君 まあ御了承願いた

○政府委員(安田善一郎君) 市町村財

このことをやるがために、これこれの

このことをやるがために、これこれの

このことをやるがために、これこれの

○小笠原二三男君 私、多分提案者

政局と十分な打ち合せをいたしまして、このくらの期待する範囲において市町村財政でやっていたらどうかという確認を得ておるのであります。従来、どのくらいでやったかといえは、今年よりはそういうことは手薄と申しますか、十分にやっていたらと思っております。来年度以降は、三十五年度以降は、なお一そうそれをよくやろうと思っております。新農村建設計画のことかと思いますが、建設計画とおっしゃいますのは、(小笠原三三男君「二つあるのだ、建設計画は。」と述べ)農林省振興局担当の農山漁村総合建設計画におきます一般助成、特別助成、両方ありますが、その中の酪農関係部分は、この酪農経営の改善と地域的なより基本的な集約酪農地域の従来の酪農計画でございます。それは今後も続く場合が、ふえる場合があります。この両者はからみ合っています、こちらのような、この法律で意図しますような内容で新農村計画の中身ができませんけれども、しかし、向うは各種の団体が協議しまして、寄り合つてまとめて農村を総合的に、生産基盤をむしろ除きまして、土地改良その他を除きまして、その他の部門の共同施設やなにかを中心に立てるものがございます。大部分こつちのものを立てていただきますが、新農村の総合計画に必要なのは、また考えようと思つておられます。合せて北海道の農業振興に開拓地の農業振興とか、新営農類型との調節ははかつてありますので、実施に当りまして同様に酪農はこちらの精神がこれで生きて他の方へ入るようには、

こういふふうにご考慮されているわけでございます。  
○小笠原三三男君 じゃ、まだ質問したいことがありますが、また後に譲つてこれで終わりますが、端的にお尋ねしますが、さつきからみな大へんいい御答弁をいただいておりますが、この法律案が通れば、三十四年度には何だ、かんだというトラブルは起らぬというふうにわれわれ考えておつていいわけなんでしょうか。去年のようにはもう起きない、うまくいくのだ、それなら私は大賛成で手をあげますが、最終的な御答弁を願いたい。安田さんだから聞くんですよ。  
○政府委員(安田善一郎君) そういうことをこの法案の最も効率的な運用によつて期待をいたして、いるのであります。結果においてどういふふうになるかは、先生の御判断によることかと思つておられます。

○戸叶武君 本案が通過すれば、四、五月ごろに酪農指定地域、それから酪農経営改善指定地域、それから集約酪農地域周辺指定地域、この三つの酪農指定地域が生まれることになりまして、指定地域と周辺の基準というものがあまりはつきりしてないようですが、それはどういふふうにご考慮しておりますか。  
○政府委員(安田善一郎君) ちよつと御発言が正確に聞えなかつたことがあつたかもしませんが、今改正案で新たに条項を追加しました、酪農事業施設する勧告権に対する条文に關しまして、現行法で指定集約酪農地域がある場合と、その周辺にあり得る場合の集約酪農地域で生産された牛乳を相当継続して供給するやうな地域と、この基準の御質問かと思つて、昨日しそいでございましてならば、昨日も御答申申し上げましたように、集約酪農地域はせつかく今まで法律及び政府のその他の措置をもちまして、農業者、乳業者が合せての努力をもつて築き上げてきて今日に至つておられるのでありますから、その酪農が安定しますやうなことを念をいたしまして、その地域から経済的な距離にある、すなわち生産者の方から牛乳が地域を離れて周辺指定地域に売られましても手取りが悪くならないやうな輸送距離その他の経済条件に合う地域であつて、そのために乳製品の価格が、飲用牛乳等の価格が値上りして、消費者の利益を阻害しないやうな、そういう経済圏を考へておられるのであります。一般的にいいますと、そういうわけでありませんが、これを具体的に申し上げますと、集約酪農地域の中心的な牛乳の集荷場でありまして、集約酪農地域に生産された牛乳を使つて製造いたしまする乳製品工場、中心工場といつておりますが、中心工場以外におお乳業工場がある場合が、その中心には、農家から今の運搬手段、すなわちトラックでありますとか、道路の条件等もあつて、二時間ぐらいの距離を、使ひまして、二時間ぐらいの距離を一応の一つの経済サークルと考へておられますので、以上のような条件を満たすやうな所は、四、五時間で搬出できる範囲、集約酪農地域の中心工場は円

のまん中にあると仮定しますと、半径は二時間ですから、直径にすると四時間になります。消費地に向つて周辺地域を大体考へておられますから、道路もよく、十五石ないし二十石の専用の牛乳輸送トラックを使ひますと、たとえ先生の選挙区の近くからは、東京にまであるやうに思ひますが、そういう範囲を考へておられるわけでありまして。  
○戸叶武君 たとえば東京に工場がある場合、長野とか群馬とかという場合においては、それにおいて相当擁護される場合、その中間地域の埼玉とか千葉とか、そういう所が、それによつてかえつて不利を招く、そういうやうなおそれはないですか。  
○政府委員(安田善一郎君) そういうことはございません。

○戸叶武君 中心工場の問題ですが、集約酪農地域における乳製品工場、これを擁護して、取引上の独占性を非常に強めるといふやうなおそれはありませんか。  
○政府委員(安田善一郎君) その点は、昨日も問題になりましたが、集約酪農地域内の中心工場あるいは中心的な集荷場、これにつきましては、現行法ですでに法の規定もあり、運用がされておられますが、これとて、乳業資本の独占を従来あるよりは排除したいと思つておられるのであります。いわんや追加をしたいと思つておられます第十三条の周辺指定地域における酪農事業施設につきましては、生産者の牛乳を中心にご考慮しております。健全な酪農経営の発展を考へておられますので、特別に農業団体、農業団体の連合会、農協の連合会等におきます施設は、別途

資金的あるいは補助の援助もする用意をいたしておりますから、そのように運用したいと思つておられる次第であります。

○戸叶武君 集約酪農地域周辺指定地域において原料乳用地帯と市乳との関係ですが、この関係を、当初地域的には市販に限定してやつていくやうな案も作られておるやうですが、後日に変更されたやうですが、この辺の消息はいかがですか。  
○政府委員(安田善一郎君) ちよつと御質問の意味がわかりませんでしたが、酪農法が昭和二十九年に制定された当時は、指定集約酪農地域は原料乳地帯を中心に考へておつたのが、その後、市乳地帯としての市乳用の牛乳生産をする酪農経営を密集的にやういふ意味の市乳集約酪農地域を指定しておることがあるやうな御質問かと思つておられますが、もしもそうでしたら、一部については、そういう意味の市乳集約酪農地域の指定がございまして、昨年まで七十五のうち十三ぐらいあります。経済圏の拡大と同時に、農業経営として最も適当な酪農地域でございますが、その生産された牛乳を、農家の生産者の手取りをよくして、また消費者が牛乳を消費するのに適した飲用牛乳として供給し販売するやうな、そういう酪農を農村で行う、こういう所は促進せしめてもいいじゃないか。従つて、そこには中心乳製品工場がないわけでございます。それもあつてもいいと思つておられるわけでありまして、集

○戸叶武君 中心工場に付随して、集乳業と農業との単独認可営業との関係、これは食品衛生法施行令第五条の

○戸叶武君 中心工場に付随して、集乳業と農業との単独認可営業との関係、これは食品衛生法施行令第五条の

○戸叶武君 中心工場に付随して、集乳業と農業との単独認可営業との関係、これは食品衛生法施行令第五条の

八号によるかどうか。それから政府としては、牛乳共販体制というものをどこまで進めていくか、そういうことについて伺いたい。

○政府委員(安田善一郎君) 恐縮ですが、第二点から申しますと、牛乳の共販体制は、まず部落的に第一、さらに越えて市町村ないしはそれに準ずる程度。第二は、必ず共同販売の形でやっていた方がいいと思っております。従来は、取りまとめの交渉をしたり、買手側の意思を伝えるとか、あつせんする程度の酪農、任意酪農組合が相当ありましたが、こういうものは、すべからず農業協同組合等の経済力を持つた相当広区域の地域で末端をまとめて、あつせんとかというふうなことでなしに、共同販売のような形でやっていた方がいいと思っております。それ以上の区域につきまじたり、酪農の経営が、普及度合いといいますが、農家戸数と酪農家の割合でございますが、それが疎散な所は、その酪農家だけを郡単位ぐらいに少くとも集めて、専門酪農を作られて共同販売で行われるのも適当と思っております。しかし、昨年以來の酪農審議会でも御答申をいただいておりますように、牛乳の取引はなるべく長期安定して、区域を広区域にして、相なるべくは非採算でない限りは共同の処理と加工もある程度は加えることも望ましい、そういう御答申をいただいておりますが、私どももそのように思っております。幸いにして、全酪連と申しております専門農協は、県単位も全国団体も、工場を持って運営するほどになっております。なお改善の余地もありませんが、これらは適切に総合農協

とよく矛盾なく活動できる場合には、伸びていただきたい。また総合農協におきましても、ようやくにして私どもの意向をも受け入れられまして、全販連で共販をやろうと考えている、こういうふうな言い出されておるのであります。また実力は、そうあるとは思いませんが、香川県の経済連とか、岩手県、宮城県におきまじり経済連のようになり、相当の経済連の単位で、いわゆる共同販売と共同加工まで進められておる所もありませんので、北海道等はおきまじりでございますが、その意味におきまして、なるべく長期広区域で合理的な限りは処理、加工、製造をも加えた共同販売が進むことを期待いたしておるのであります。それに応じましてお進みする所は団体の要望に際しまして政府資金の供給を行う用意をいたしております。

第一点は、食品衛生法第二十一条の営業許可との関係だと思っておりますが、これは衛生的見地で一番衛生的な処理が必要な牛乳及びその関係品でございますので、食品衛生法の規定の適用があるのはいと思っております。これはあくまで衛生施設に関するものであります。私どもはそれと矛盾がないようになり、また矛盾するものがあれば調整をしまして産業的、経済的立場において、農政の立場におきましてこの法律に基づきました運営をしたいと思っております。

○戸叶武君 この消費の拡大と牛乳の価格の問題ですが、先ほど局長は生産者としての酪農家、それから加工業、それから販売業、それから消費者、この間のバランスがとれるように努めたと言っておりますが、適正価格の問題

をめぐって、今まで生産者から消費者に渡るまでの流通過程における流通機構の矛盾を是正するということが消費拡大においてきわめて重要であるといふことが言われて、その問題がずいぶんやかましくなつたのですが、現在末端における消費者価格を下げればもつと牛乳が伸び、それから農家の手取りがもつと多額になり、農民が苦しまなくなつても済むのですが、この問題に関しては非常にこのごろ矛盾を感じているのは、最近ほとんどもメーカーの方で、先ほど言ったように一升について二円くらいの奨励金を出そうといふところまでできているが、はつきりとした価格としてそれを結びつけていない。ところで、この各段階における価格構成ですが、私は予算委員で淡路島に視察に行きましたときに、農家からは四円五十銭で買ひ取られ、加工業者のところには六円で引き取られるようになり、その間三十銭の組合へのリベートがある、それからメーカーのところから販売業者、小売業者に渡るときには九円五十銭で、そして末端の市販というものは淡路島で十四円、神戸、大阪で十五円ということを知り、ほかでもいろいろの数字を聞きまして、あまり正直でないから正確な数字は得られなかつたのですが、これを見ても、それぞれの段階においてずいぶん検討しなければならぬ問題が含まれておるので、戦前においても農家から買ひ上げられた大体倍の値段で市販がなされておつたのに、いろいろの合理化がなされたと言ひながら、現在において三倍もの値で市販がなされておるといふところに非常に大きな矛盾があるのです。これは当然農林省あたりは力を入れて、これを是正

しなければならぬのに、現実には是正されていないが、どうして是正されないか、特に關東方面より關西方面の小売販売業者のボス組織というものが非常に強力で、これが關西における市販の値段を高めておるとまで言われておりますが、この間の消息はどうか。それから、たとへば私の県なんかは十円牛乳が徹底しております。それとやつていけておられます。關西の高いところでも、京都の未亡人会の有志によつては十円牛乳が断行されておられます。大阪では主婦連によつて大びんではあるが十二円牛乳が断行されておること。先ほど局長が言われたのですが、いろいろ消費拡大といふことを目ざしよとあれほど言われても、その方はなかなか抵抗が強く低くされない、そして農民の方の買ひ上げる値段だけたたかされてしまつて、今ごろになつて、たたく過ぎたから一升について二円くらい上げるといふようなやり方がされておりますが、こういう面におけるところの、このごろは非常に流通機構におけるところのいろいろの矛盾の合理化といふものから説明しているようですが、この問題についてはどういふ御見解を持っておりますか。

○政府委員(安田善一郎君) すでに詳しく御承知の通り、非常にむずかしい問題ですが、最も重要な根本問題でございますが、酪農の振興も生産に伴います消費の均衡にあるのでありまして、合せまして国際的な酪農業と日本の酪農業との地位を考えますと、日本の関税はバター、チーズにおいて三割以上関税の率があるほどで、学校給食にアメリカからくる粉乳は日

本の粉乳の三分の一強というものであります。ダンピング的な性質もありませんが、それらを総合勘案いたしましたら、酪農振興には生産の合理化をはかると同時に、生産費の低減をはかると同時に、流通の各段階についての合理化をはかつて消費者に安く売ることが根本であると思ひますが、これに對しまして、まだ研究が十分でないところはありますけれども、逐次研究の進むに従ひまして、大乳業いんや小乳業につきましては、年々増設する設備資金を短期の割合高い金利に負つておきまして、かつ、設備資金でも借入資本が非常に多いのであります。飲用牛乳の小規模の中小企業においても同様であります。販売業者はまだ合理的と言ひかねる、衛生の点もありませんけれども、一合びんを自転車でもつて宅扱ひをして配達するようなのものが大半を占めておる配運業者でありますので、それらについては、過般御審議可決していただきました法律に基いて、昨年の十一月から酪農振興基金を利用して、中小乳業と農協関係に對しましては、設備資金と運搬資金の低利な供給を開始いたしております。大乳業につきましても、これは現状に即して必要な点もございまして、開発銀行その他につきまして目下約十二億の設備資金のあつせんを努力中でございます。それらに際しまして、また、適正規模を各段階においてはおつたり、共同消費をする、集団飲用をする、こういうふうなことも必要なこととございまして、それらが、御指摘になりましたような生産地に近い所は一般的にも生産者がかなりこれに乗り出しますと、これは一般市民でも十円

牛乳、京都ではやはり十円、大阪ではこれに加えて二合大びんで一合当り十二円という主婦連のいい活動もございませうので、京浜地区でも東京乳業、全酪連、川崎工場地帯、石川島とかいうものは先ほど申し上げました通りになっております。他方、学校給食の飲用牛乳業者が集めますものは一合当りは平均六円六十銭であります。それより安い所と高い所はありますが、それらを勘案いたしますと、四円五十銭ないし五円というものが十三円から十四円、ホモ牛乳でして加工いたしますと十八円まである、こういうようなものは栄養のことも考えまして、中間マージンの合理化圧縮をはかる必要があると思ひますが、これは申し述べました各種の方策を加えますと同時に、業界においても合理化を進めていただくことが必要でございますので、他方定価で供給する組織をもつて率制しながら、生産者と消費者が結びつく、量も増しませう、学校給食の供給価格の採算をよくにらみ合せまして、そうして債務保証をします場合とか、資金の供給をいたします場合とか、補助金を出します場合とか、そういう際に、これらを一步一歩進めていきたいと思つておる次第でございます。

○戸叶武君 農民は、東京あたりでは一円値下げも有名無実になつておるのだから、農民から買つた牛乳をもつと高くしろという要求を今強く出してあります。学校給食の問題で、先ほど局長が小笠原さんの質問に対する答弁として、普及率増加ということに主眼点を置くのだと言つておりましたが、どうも学校給食用の牛乳に対する政府補助金が、一合に對して今まで四円であつたのが、それから三十銭引き下げて三円七十銭にしたやり方なんというものは、それと逆な方向をたどつたと思ひます。私は、学校給食の問題はじみな問題だが、日本の食生活の革命を行なつていく上において非常に重要なことと思つて、そういうふうな小さな会合にいかでもいふん出ておられます。どこでも問題になつておるのは、やはり父兄負担の過重を訴えておるのです。政府で考えているよりは、一般児童の父兄というものは、そういうわずかなと思われざるやうな負担にもたえかねる面がずいぶんあるのです。これを高くするならば、この普及の率は率というものは引き下つてくるということは明らかで、それがわかつていながら普及率を下げるというところは、政府の考え方が、局長の言つておるのと逆な方向をたどつておるのじやないかと思ひますが、その間の事情をお知らせ願ひたい。

○政府委員(安田善一郎君) 今回——学校のミルク給食の飲用牛乳の分ですが、昨年は一律に一合当り四円にしましたのを、三円七十銭にいたしましたのは、供給量を、法的に継続して逐年増産を増したい制度であることを考えましたこと、予算編成時におきまして、平均的に見まして、一升当り五円ないし六円値下りしておるところを、一合を三十銭といひますと、三円でございませうが、そのまま四円補助いたしますことは、ある意味で農家の犠牲におきまして、飲用乳を処理加工する業者を、学校へ供給する業者のみを利することでおきませうので、一律にそのみんなを切らないで、約半分値下げをして、もつと納入価格や供給価格が上がる場合の余地もとりまして、彈力的に半分ばかりした次第でございます。將來なお需給事情や価格事情で、必要な場合には、やはりそれに対処する根本を忘れないで、学校給食や消費増進計画、供給というふうなことを、根本を忘れないで、この問題にも対処する必要があると思ひますが、一般会計予算におきましては、やはり昨年の八月十五日、各省から、予算の概算要求書を作成して、現段階で国会の御審議をいたしておる段階で、やはりいいと思われざる案を作るのがよいと思ひますので、今後の事態に應じては、やはり事態に應じた措置も、根本を忘れないようにして、必要だと思ひます。

○戸叶武君 集団飲用においても、学校給食で四円なり三円七十銭の補助をするということによつて消費は伸びたのですから、集団飲用においても、たとへば二円程度の補助をし、とにかく五円なり何なりで飲ませるといふやうなことになるば、私は工場等において、非常に、想像以上にこの消費が拡大するのでないか。アメリカで牛乳が日本の二十倍も消費されているという事実を見ても、一気にそう伸びないに伸ばすということに困難でないのだから、そういうことに対して政府があまり積極的でないように見受けられますが、積極的でない根拠は何によるものですか。

○政府委員(安田善一郎君) 一般消費の部分につきましては、集団事業の職場を通じまして、特別に、教育の意味も含めまして、將來の中堅国民の食内容も改善するようになつて習慣づけましたり、若いときに一番いい体位の基礎を作るという意味のものも多少違ふ点もございませう。あわせまして、二円といふ引例がございませうが、学校給食では三円七十銭といひますと、供給価格を六円六十銭平均としますと、消費物資の食用については、三分の二補助をまわしておるわけでありませう。そういうものは、一般消費の場合については、まだ日本の国民経済、財政事情としてはむずかしいから、むしろこの販売の方法、消費の方法に應じて、すでに御承知の通り、あるところは十円、あるところは十二円、こういうのが現実に出ておられますので、それでもちまして、消費の増進は、飲用牛乳で去年乳価の混乱がありまして、生産が上回つて消費が減退した、こういう時期に比しましては、飲用牛乳は一二五%の消費を示しておられます。消費の方と、食用として国民が一般的に消費を増していく場合に、そういう工夫によつていけば相当いくであろうと、まあ思つておるわけでありませう。いたずらに消費がまたふえまして、生産がこれにつれませんといふと、無用のものを——無用でもないかもしれませんが、外国乳を輸入するか、ここにまた消費者に合わない乳価といふものが出まして、將來の混乱を生ずる場合もありますから、酪農と牛乳消費、その中間の加工流通は逐次現状に即して着々と行つべきものと、まあこういう考えでおるわけでありませう。一部母子家庭、あるいは老人ホーム等には、また考えて、努力をしつつあることありませうが、いまだ予

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をつけ下下さい。  
他に質疑もないようですから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○東隆君 私は日本社会党を代表して、この法律案に賛成をいたします。

御承知のように、日本における酪農は、戦前においてははる特定の地域その他において発達を見せたのであります。しかし、それも戦争によって酪農の方面の、特に牛乳の生産という方面は、カゼインの生産、こういうようなことに、バターを生産することにはこれは主たる生産ではなくて、カゼインを生産するために非常に新鮮な牛乳を要求しました。そのような関係で酪農地帯というものは、都市近郊というような交通の便利な所に制限をされるところという形でもって非常にゆがめられた形になったのであります。

戦後酪農は次第に進展をして参りましたが、これでも、処女地に酪農が入ったために、これもほんとうの意味における酪農という形でもって進展をしておりないのであります。従って、少しばかり政府が力を入れますと、直ちに需要と供給との関係において非常な矛盾を来す、こういうような問題に直面し、また海外からの輸入の乳製品その他に

よって大きな影響を受ける。そのしわ寄せはことごとく農村の方面に響いてきておったのであります。そういうふうなことで、酪農振興法を制定をされて進んで参りましたけれども、しかし、所期の目的を達しないようになっておりましたが、今回それに改正を加えておいて、だいたい改善をされたように考えるのであります。私はこの際、審議の過程においていろいろ積極的、あるいは消極的に要請をしたことを政府は十分の一つ考慮の中に入れて、この法律の運用をしていただくように思われたい。政府の善処を促すために、各会派の共同をもつて次のような附帯決議を提案いたします。附帯決議案を読みます。

酪農振興法の一部を改正する法律案附帯決議(案)

政府は、この法律の施行に關し次の事項について特段の考慮を払い遺憾なく措置すべきである。

一、酪農事業施設、の設置及び変更の規制の拡大強化についてその運用に慎重を期し、中心工場、の独占性を誘発する等牛乳取引に障害を来たさないよう充分注意すること

二、市町村が酪農経営改善計画を作成する場合には農業委員会、農業協同組合その他関係団体と充分な協議を遂げ緊密な連絡を保つよう措置すること

三、酪農経営改善計画がその実効を取められるよう指導体制の整備、国の助成の拡充等有効適切な措置を講ずること

四、牛乳及び乳製品の需給の調整及

び価格の安定に關し更に有効強力な制度について検討し、なお乳製品の緊急保管に當つては眞に生産者の乳価の維持が所期されることを旨として措置すること

五、乳製品の緊急保管に關連して酪農振興基金に對する政府の出資の増大に努めること

六、牛乳及び乳製品の生産、集荷、処理、加工及び保管等の施設の増設及び改良等に必要な低利かつ長期の資金の融通に努めること

七、酪農審議会の委員の人事を慎重に行い眞に酪農振興に寄与し得るものとする

右決議する

これが案の内容であります。逐一説明をする必要はないと思ひますので、全会一致で御賛成をお願いいたします。

○千田正君 ただいま議題となりました酪農振興法の一部を改正する法律案、これに對しては、御承知の通り、終戦後における農業政策の根幹の一つとして、酪農政策を農林省としては立てたのであります。それに裏づけするところのいろいろな面において、まだまだ相当の行政的な施策を施さなくてはならない。これは私が申し上げるまでもなく、質疑の過程において、各同僚委員から幾多の要請があつたわけであり。それにもかからず、一応この段階においては、この程度の改正を要する以外には今日の段階として

は意を盡し得ないといふことであり、その中で、賛成の意を表しますが、いろいろ論議された中の、ことに今後とも起るであろういろいろな杞憂の面を是正して、完全な将来の酪農対策に進む

べき一つの指針として、ただいま東議員から提案されましたところのこの附帯決議案に對しまして賛成の意を表すと同時に、政府としましては、当委員会のこの意向を十分に尊重して万遺憾なきことを期せられんことを特に望みたくして賛成する次第であります。

○清澤俊英君 意見をちよつと云つていいですか。

○委員長(秋山俊一郎君) どうぞ。

○清澤俊英君 私全部賛成しますが、ただ一つ、審議はしましたが、重大な問題が抜けておつたと思ふんです。確かに消費乳価と農民から買入生乳、それに加工、こういう形を見ますと、大體消費乳価と生乳と加工したものとの約半分、二分の一以上が流通並びに販売等の手数料においているのであります。場合によりますとそれ以上のものもある。従ひまして、この点では徹底的に私は農林省はほんとうに酪農振興をはかるならば、この点は圧縮するように厚生当局と連絡をとられて、特別の機関を設けて研究し合つた方がいいのじゃないか。大體今の牛乳びんの中へ一合の乳を入れますれば大體百二十知もある。相当の青年が自転車で運びましても二百本というたら、これは身に余る。ことに一番悪いのは、配達して歸りにはものがからになつておるといふのが大體の配達の原因ですが、この場合からにならないで、歸りはやはり減らさないから、びんを詰めてくるんです。だから、一日の労働というものは非常に重労働になつてくる。そういう状態でありますから、ころんでこられたの、あるいは非常に高いものを置いておいて、それ

が紛失したの、一カ月の売却をしていたのが移転してしまつたというふうなことで、この間に非常に改善せらるべきものがたくさんあると思ふんです。かりにこれを二分の一に減らすことができれば、六円できたものを十二円で売る、この六円のうち半分減らすと八円くらいの牛乳で、こういうものができ上つて、消費拡大、あるいは再生産価格の維持等には、それだけの余地を持つことが、私は非常な効力を發揮する一番の穴だと思ふ。せつかくこれだけの酪農振興法をお作りになつて、いろいろ経費も使つておやりになる限りにおいては、一つこの点を、乳業者、厚生省、農林省が一丸となつて、相当の私は金を使って、容器あるいは製造の機械、配達、もしくは販売の方法等に研究する余地が十分あるんじゃないか、こう思ひますので、その点に格段の御留意をお願いして、私の意見の意見を付して賛成したいと思ひます。

○委員長(秋山俊一郎君) 他に発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

酪農振興法の一部を改正する法律案を衆議院修正送付の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決するものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました東君

提出の附帯決議案を議題といたしまし  
ます。

東君提出の附帯決議案を本委員会の  
決議とすることに賛成の方の挙手を願  
います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致で  
ごさいます。よつて東君提出の附帯決  
議案は全会一致をもって、本委員会  
の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議  
長に提出すべき報告書の作成につきま  
しては、慣例により、これを委員長に  
御一任願いたいと存じますが、御異議  
ごさいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ない  
と認め、さよう決定いたします。

ただいまの附帯決議について、政府  
の御所見を伺います。

○政府委員(高橋衛君) ただいま酪農  
振興法の一部を改正する法律案の御可  
決に当りまして、全会一致をもって七  
項目にわたるところの附帯決議を決議  
された次第でございしますが、これらの  
点は、いずれも酪農振興法を実施する  
上におきまして重要な点でございま  
すので、御趣旨の点を十分考慮いたしま  
して、これが運用上万全を期してい  
くようにいたしたいと考えます。

○委員長(秋山俊一郎君) ただいまか  
ら農林畜水産関係物資国鉄貨物等級改  
訂の件を議題にいたします。

わが国の農林畜水産業は、わが国社  
会経済上、あるいはまた国民生活上き  
わめて重要な役割を果しておりま  
す。しかし、非常に零細、脆弱であり

まして、ちよつとした社会事情の変化  
によつても重大な影響をこうむること  
になり、従つて国鉄の貨物運賃等につ  
いては常に大きな関心が払われてお  
るのであります。過般貨物運賃の改訂  
に當つて大きな問題を引き起したこ  
とは、まだ記憶に新しいところでござ  
います。ところが、国鉄においては、最  
近貨物等級の改訂を企図し、その準備  
を進め、しかも改訂の方向は現在の段  
階においては、等級別の圧縮と特別等  
級及び公共政策割引の縮減または廃止  
に向けられておるようでありま  
す。果してさうであるとすると、その影響は  
農林畜水産関係物資の運賃にしわ寄せ  
られて、これら物資の運賃負担が大幅  
に増高することとなり、農林畜水産業  
及び国民生活にきわめて重大な影響を  
もたらすものといつたところで、関係者  
において非常に憂慮されておるのであ  
ります。もちろん国鉄においてもこの  
点を十分認識し、遺憾のない措置がと  
られるものと考えられ、また今回の企  
図が等級の改訂であつても、その影響  
はきわめて重大でありますから、昭和  
三十二年十二月発行の「国鉄貨物運賃  
法制定の経緯」で、国鉄自身が報告さ  
れているように、国会の審議を受けて  
措置されるものとは考へませんが、しか  
し、この際国鉄の意図を明らかにし、  
その善処を求め、きよく国鉄首  
脳者の出席を求め、特にこの問題を議  
題にした次第であります。そこで私  
もいたしましては、さしあたり本年  
六月末をもつて適用期限が終了するこ  
とになつておる公共政策割引を現在の  
まま存続させること、次に等級改訂が  
行われるとしても、農林畜水産関係物  
資——もちろんその生産資材を含めて

おりますが、これらの貨物運賃の負担  
の増高を来たすようなことのないこ  
と、運賃改訂についてはあらかじめ国  
会の審議を求め、その善処を強く要望し  
ておるものであります。そこで、ここ  
でこれらの問題について、国鉄当局の  
意図を確かめ、その善処を求めたいと  
存じます。

まず、国鉄当局の説明を求めま  
す。ただいま国鉄から出席されてお  
る方は、国鉄常務理事石井昭正君、  
同営業局長磯崎敏君のお二方であり  
ます。総裁、副総裁においでを願ふこと  
にしておりましたが、ただいま予算の  
分科会に出席されておつて手がはずせ  
ないさうでございしますので、この御  
名からお話を聞き、質疑をいたしたい  
と存じます。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(秋山俊一郎君) 速記を始め  
て下さい。

○説明員(磯崎敏君) ただいま委員長  
からお話のございす件につきまして  
経過並びに結果について御説明申し上  
げます。

昭和三十一年度から運賃を改訂いた  
しましたのでございす。その際には  
御記憶の通り旅客運賃につきまして  
いたしましたが、いずれもそのつどい  
わゆるフラット・インクリースとい  
ふやうな形でもつて平均的な運賃上昇  
やつて参つたのでございす。その基  
礎になつております運賃制度あるいは  
等級制度というものは実はず古  
いものでございまして、御承知の通り、最

近のいろいろな科学技術の発達に伴  
ひまして種々新しい製品ができる、その  
新製品のできることによりまして、昔  
のものの経済観念が變つてくるという  
やうなことも種々ございす。貨物  
運賃の制度あるいは旅客運賃におきま  
しても、たとへば定期券の割引の問題、  
あるいは各種の割引の問題、種々その  
つどそのつど社会情勢によりまして  
つぎまして、変更いたしております。これらに  
つきまして、根本的な運賃制度の不  
均衡、あるいは不合理を是正するとい  
うことは大へん必要なこととござい  
まして、その点につきましても、この前  
の三十二年度の運賃改正のときに、さ  
うした国鉄の運賃体系全般の問題につ  
きましては、別途委員会を設けまして  
調査検討いたしましたことと申し  
上げたわけでありま  
す。それにより  
まして、昭和三十一年の十月に国鉄道  
の運賃制度調査会というものを作  
りまして、会長は原安三郎氏でござ  
いまして、委員長以下二十五名の委員  
でございまして、全部部外  
の委員でございまして、御委員  
運賃の——もちろん貨物運賃だけ  
でなく、旅客運賃、貨物運賃全般に  
わたる運賃制度につきまして、運賃  
制度の根本から御検討を願つてお  
るわけとござい  
ます。現在までにその調査会はちよ  
つと昨年の三月一ぱい総会を十回開  
きまして、その総会におきましては、  
もつぱら運賃の決定原則、いかなる  
原則によつて運賃を定めるべきかとい  
うことにつきまして、各方面から相  
当深刻な論議が戦わされました。その  
後、昨年四月から旅客運賃に關する  
部会、貨物運賃に關する部会、さら  
に運賃理論に關する専門委員会、こ  
の三つ

の専門委員会を設置されたわけと  
ございまして、その後、昨年四月以降最近  
まで約二十回にわたつて、旅客運  
賃制度、貨物運賃制度、及び運賃理  
論につきまして詳細な検討を続けてお  
らるわけとございす。現状におき  
ましては、大体旅客運賃におきま  
しては、おおむね問題点が、どうい  
う問題点があるかというやうな問題、  
その問題点をどういふやうに考  
へていくかということにつきま  
して、中間的な皆さん方の委員の方々の御意見の取りま  
たが、徐々に行われつつござい  
ます。また貨物運賃につきましても  
おおむね同じやうなペースで進  
んで参つてお  
りまして、実は今週の月曜日から、  
さうして、さうして、さうして、  
その上に総論部会という部会を  
設置いたしております。これはたと  
へば、先ほど申しました運賃の決定  
の原則の問題、あるいは現在よく  
言われます旅客でもうけて貨物  
で損しているといつたやうな、  
旅客、貨物における鉄道運賃の配  
分の問題、あるいは運賃の決定機  
構の問題、あるいは将来この問題  
をどういふやうに具体化していく  
かという問題、ことにたとへば、  
ことごとく膨大な予算で建設線  
をやつてお  
りまして、建設線ができません  
たに、利子も払えないやうな  
経営状態でもつて建設線を  
やつてお  
りまして、その建設線がふ  
えていくに従つて、運賃とい  
うものは、一体いかにあるべき  
かというやうな問題、さうい  
う旅客貨物全般にわたります  
総論部会が今週の月曜日から設  
置されました。さらにその部  
会におきましては、今までは旅  
客部会、貨物部会、論議され  
ましたことにつきまして、総  
論的な立場から、旅客貨物を通  
する検討を今後なされる段階  
になつてお  
りまして、先ほ

と申しました通り、貨物等級の問題があるわけでございます。この等級につきましては、昭和二十八年貨物等級の改正をいたしたわけでございます。貨物等級というのは、御承知の通り、国鉄で現在運んでおります貨物は、種類から申しますと、大体七千品目くらいの種類がございます。この七千品目くらいの種類のものを約二千品目にこれを圧縮いたしておられます。その二千品目を十五の分類に分けてまして、そして各分類ごとに運賃を定めております。これが貨物の等級制度でございます。この貨物等級につきましては、先ほど申しました通り、新しい製品ができる、主として現在貨物等級のその分類の仕方は、各貨物の価格によって分類をしておるわけでございます。この点はトラック運賃につきましては、御承知の通りトラック運賃は全部一本の運賃でございます。現在日本全体の貨物の輸送量の約六割五分を占めますトラック運賃につきまして、あらゆる品目は全部一本運賃でございます。御承知の通りでございます。ただ、たとえばかさ高の品物とか、あるいはよれやすいといったような、貨物の物理的な性格による運賃の差はございますが、貨物の用途別とか価値別の差はないのでございませう。それに対して現在の鉄道の貨物運賃と申しますのは、貨物の用途と申すか、貨物の経済的価値によって運賃が分類されております。端的に申しますと、ものの値段の高いほど運賃が高い、ものの値段の安いほど運賃が安いという分類になっております。もの値段の高いものの運賃で安いものの運賃の値段をカバーする、こういうふう

うなのが現在の貨物運賃の制度でございます。その運賃制度につきましても、昭和二十八年に現在の等級を作り直した。その後、最近いろいろ新しい品物ができる、あるいは新しい品物ができることによりまして、現在あるものの経済的価値が違つて参ります。たとえば、ことに化学製品の進出によりまして、ずいぶん今までの、たとえば繊維類等の価値が下つておる。こういった価格の変動による等級の分類などの問題が当然出てくる、さらに最近の道路の発達及びトラックの激増によりまして、この貨物輸送の分野の変更が相当あるわけでございます。端的に申しますならば、近距離、大体百キロから百五十キロくらいの貨物運賃はトラック運賃が、先ほど申しましたように一本でございます。トラック運賃の方が安いわけでありませう。遠距離の方は鉄道運賃が安いことになりまして、輸送の分野が非常に変わつておられます。と申しますことは、私の方で運んでおります貨物の平均の足がほとんど伸びている、裏から申しますと、近距離貨物はほとんどトラックに転化している、また高級品、低級品と申しますか、先ほど申しましたように、ものの値段の高い貨物は運賃が高うございませう、自然一本運賃である場合には、安いトラックの方に流れていく、従つて全体の輸送の分野の趨勢といたしましては、距離は、近距離貨物はトラックに移る、また等級の高い貨物はトラックに移る、こういうふうな情勢になっております。こういった貨物の種類の増減によりまして変更、輸送分野の変更によりまして変更、この二つの見地から、大体貨物の等級制度と

いうものは五年ないしおそくとも十年に一回くらい根本的にいじることが今までの通例でございます。またこれをいじりませんと、いろいろ荷主の側からのクレームが出てくるわけでありませう。そういう作業をせむらなければいけないということになりまして、現在は貨物等級の専門委員会を作つております。これは先ほど申し上げました運賃制度調査会の専門委員会でございます。その専門委員会の委員には、通産省、農林省及び経済企画庁関係官のほか、私の方で荷物をお預かりしております荷主の中、非常に大きな荷主といったような方々を約四十名お集まり願ひました。現在、貨物等級制度の専門委員会は、去る二月から二回開催いたしておりまして、現在その小委員会を開催中でございます。これは大体、先ほど申しました、全体の調査会の結論と申しますか、答申が出ますのは、大体六月ごろかと思ひます。これはもちろん調査会の問題でございます。私どもはいつかということも申し上げられませんが、今の進行状況を拝見しておりますと、大体六月ごろには答申が出るのではないかと。その際に、貨物等級の問題は、いつ出るかということにして、いつかというところは確定的に申し上げられませんが、それより若干日にちがおくれましてこの答申が出る。うまくいけばもう少しふりふりになるのじやないかというふうな考へております。そういう段階でもつて、私どももいたしましては、国有鉄道、あるいは鉄道運賃のあるべき姿というものを現在調査研究申中でございます。そういう調査研究

はとも足りませんので、先ほど申しました調査会を設け、また専門委員会を設けまして、各界の専門家の方々に御意見を願ひまして、種々御意見を承つて検討しているのが現在の段階でございます。従ひまして、現在、先ほどからのお話でございますが、今こゝですぐ運賃を変えようかというふうなことは毛頭考へておりませんし、今まで申し上げましたことは、旅客運賃につきましても、貨物運賃につきましても、これがどういふふうな実現されるかというところは、まだこれからの問題でございます。もちろんその中には、先ほど委員長のおっしゃった、国有鉄道運賃法を当然改正すべきものもございませう。それと、もう一つございませう。ことに貨物運賃につきましては、現在の貨率表が国有鉄道運賃表の別表にあるわけでありませう。この貨率表をいじることが、当然国会の御審議を得る場合には、当然国会の御審議を得ることになっております。私どももいたしましては、種々責任上の立場から、国有鉄道の運賃が現在の輸送分野の変動に依つていかにあるべきか、貨物の旅客がほとんどふえていく、こういった場合に對して定期の運賃はいかにあるべきか。こういったいろいろ固有鉄道の運賃問題のおもな点について、真剣な検討を現在続けていきたいと思います。それをいかに実現するかはおのずから別問題であるし、またおのずかによつて定められたところから従つて、その改正を進めて参りたいというふうな考へております。またその具体的な結論を得るに至つておりませんが、中間的な現状の御報告だけ申し上げます。

○委員長(秋山俊一郎君) ただいまの説明に對し、御質疑のある方は御質疑を願ひます。  
○千田正君 とにかく今、局長の述べた通り、国鉄としては赤字財政とかいふ点において、運賃の改訂をしなければならぬという建前を立つておられるのでありますが、實際これが改訂された場合に及ぼすところの影響といたしまして、これは相当各方面にわたるだろう、こう思ふのであります。生産方面にももちろん及ぶだろうし、販売価格にも及ぶだろうし、従つて国民の一切の経済生活に及ぼすというふうなわれわれは考へざるを得ないのであります。それだけ、重大な問題であるだけに、特に農林水産委員会としましては、産業の生産の面を慎重に考へなくてはならぬと思つて、今までの研究された部門でもいいですから、何か参考になるような資料はないでしょうか、あるならば一つわれわれも研究したいと思ひますから提出していただきたいと思ひます。  
○説明員(磯崎敏君) その委員会調査、あるいは専門委員会に提出いたしました資料はたくさんございませう。実は積み上げますと、このくらいになりますので、かなり衆議院の農林水産委員会にも一度は、とても余分がございませうので、一年半にわたりました資料でございますので、非常に膨大になりましたので、二部だけお持ちいたしました。一応ごらん願ひました。もしそのうちでも御必要なものがありましたら即刻調製いたして、提出申し上げさせていただきます。全般的な資料を調製することは申し上げにくいのですが、膨大な資料なので、私どもの提出した資料は残してご



けたらと思ひますけれども、いかがでしょう。

○委員長(秋山俊一郎君) 承知しました。

○清澤俊英君 今の運賃制度調査会、

従つてその中で旅客貨物運賃という  
ようなもの、なお進んでは貨物等級の  
調査というように、非常に形態から見  
ますと、だいぶ突き進んだ形態で出て  
きています。従ひまして、この運賃制  
度調査会というものの性格ですね、こ  
れはどういう性格を持つているのです  
か。まあ、大体こういふものが一つの  
省庁の要請を中心にして置きます際  
には、大体その所管大臣等の諮問機  
関、こういう形で出ていくと思ひます  
が、この調査制度なるものは大体どう  
いう制度なのか、単独で、まあ一つ不  
合理もあることだからやってみよう  
と、こういうことでお作りになつたの  
か、日本国有鉄道、運輸大臣もしく  
は公社等を中心にしてそういうものを  
調査する必要があると、その諮問機  
関として作られたのか、どつちなんだ  
すか。

○説明員(石井昭正君) 運賃制度調査  
会の性格についての御質問でございま  
すが、これは国鉄総裁といたしまし  
て—私ども総裁の命を受けて仕事を  
しておるわけでございますが、先ほ  
ど磯崎局長から申し上げましたよう  
に、今までの運賃改正は主として財政  
上の欠陥を埋めるといふ目的において  
行われて参つたのでありまして、そう  
いう意味におきまして、戦後著しく事  
情の変わりまして現在、経済状態が変り  
ました現在、あるいは国鉄という輸送  
機関が往年のように独占機関である  
というような時代を過ぎました現在にお

きまして、相当それにふさわしい合理  
的な経営の基礎となる運賃制度とい  
ものについての検討がどうしてもおろ  
そかになつておつたのであります。そ  
こで、私ども三十二年の四月に国会の  
御審議をいただいて運賃改正をいたし  
まして、そうしていわゆる赤字を消す  
というふうな意味合いの、財政上の観  
点からの運賃改正というものと離れ  
て、ほんとうに平常な時に立ちまして  
運賃制度というものがどういふものか  
というところを検討いたして、平素から  
いろいろ検討しておかなければならな  
いという感じを強くいたしましたし、  
また運賃改正のいろいろ御審議をわす  
らわしたり、あるいは部外の識者に意  
見を伺うような際にもそういう点の検  
討をすべきだといふような御指示もご  
ざいました。私どもそういうことをや  
らなければいかぬと思つたわけでござ  
います。ただいかに私どもだけで  
そういうことを検討いたしますと独善  
に流れ、あるいははからざるところに  
対するいろいろの考慮といふものも失  
われがちになりますので、広く有識者  
の御意見を拜聴するといふことが適切  
ではないかといふことで、国鉄総裁の  
諮問機関としてこれを設置したのでご  
ざいまして、これは行政機関である運  
輸省の行政活動の一環ではございま  
せん。あくまで国鉄の私どもの検討を  
く皆さまの知識を拜借してやるという  
意味でやつておるわけでありまして、  
従ひまして、この委員会がいろいろ御  
検討になりましたこと自体が即座に私  
どもの運賃改正案になつたり制度の改  
正案になるということには直結しては  
ならないと思ひまして、そういう御意  
見を私どもにお聞かせいただきました

ならば、その上に立つて私どもはさら  
に今度は現実にとりかかるといふ問題  
についてはいろいろと検討しなければ  
ならぬのではないかと、かように考え  
ておる次第でございまして。

○清澤俊英君 先ほど局長は説明し

ておられる中に、片寄つておると思  
うのです。たとえば新線ができる、六十  
五億の投資をやつて、その利子も私  
えないうような経営状態になつてい  
るから、そういうものも加味してとい  
うようなことをおつしやつてい  
る。すると、諮問の要綱は、おそらくそ  
ういふ点に相当な重点を置いた諮問要  
綱といふものは出ているだろうと思  
います。それは別として、一番お聞  
きたいのは、これは法律で定められ  
た調査機関でありますか、簡単にい  
います。

○説明員(石井昭正君) 法律とは何の

関係もございせん。

○堀末治君 お尋ねしますが、先ほど  
の御説明だと、要するに研究の段階  
で、実施するといふ気持はないとい  
ふようにおつしやつたのは、そつた  
すか。

○説明員(石井昭正君) 研究をいたし

まして、そうしてこの委員会から御意  
見として御答申をいただきますと、そ  
れを基礎にいたしまして、私どもは何  
と申しますか、実現の方法あるいは具  
体的な実現のやり方の点におけるい  
ろの諮問問題といふようなものにと  
らみ合せて、この実施といふことにつ  
いて考えていかなければならぬと思  
ひます。直ちに実現に直結するといふ  
ふうには考えられないと申し上げて  
おるの  
であります。

下研究の段階で、研究が結論に達しな  
ければ、要するに実施に移すといふ決  
心といたしますが、方針をとらないと、  
こういう御意見なんですか。

○説明員(石井昭正君) ただいまは委

員会としてまだ御検討中で、結論が  
出ておるわけではございません。結論  
を私どもがよろしいと思ひましてか  
ら、それによつて話し合ひをして決  
なりなんなりをいたすわけではござ  
い  
ません。

○堀末治君 そうすると、大体結論は

いつごろ出のお見込みなんです。

○説明員(磯崎親君) 先ほど申し上げ  
ましたように、大体六月になるかと……  
実は原会長が病気で入院されてしま  
いましたので、そういうこともあり、ま  
た等級専門委員会の方は、先ほど申  
上げましたように、若干おくれるとい  
ふふうにも考えます。

○堀末治君 何か業界の方では六月末

をもつて適用期限が終了することに  
なつていふ云々と、こういうことを言  
うと云うのです。そういうわけだか  
ら、要するに六月までに鉄道の方では  
改正すべきものは改正しよ、こうい  
う意図でおやりになつておると言  
うのですが、業界から、いろいろな方面  
からわれわれの方に陳情が来ておる。  
それが結論が出ないものならば、結論  
が出てからゆつくりやる、こういうの  
ならば別ですけれども、そういうの  
く、結論が出さずばばつと六月末  
で適用期限が終了することになつて  
おる。現在こういうことを言つてお  
る。この前、昨年もちよつとこの問題  
があつたところには私に話があつた  
と思ひますが、ある程度は国鉄総裁の  
権限になつておるといふわけですね。そ

ういうようなわけですから、去年はそ  
ういふことがありながらも、いろいろ  
われわれの方から今年は待つたらどう  
かといふことで、去年は見送られたこ  
とも私は事実を知つておるのだが、今  
年はそんなことですから、要するに去  
年一年見送つたのだから、今年に結論  
が出次第さつとやつてしまふとい  
ふふうな考えだといふと、われわれの  
方もそういうつもりで真剣に検討しな  
ければならぬといふことになる。あ  
なたの方でも少し余裕があると言  
うなら、われわれの方も余裕がある。な  
ぜ私がこういふことを言ふかとい  
ふと、われわれの方は今選挙を控えてお  
る。来月早々になるといふと、国会が  
自然休会になるという情勢になつてお  
る。そこであなたの方でちよつと国会  
が自然休会になるから、結論が出たら  
すつとやつてしまおうといふことにな  
ると、まさかそんなひどいことはなさ  
るまいと思ひますが、しかし、そういうこ  
とをやろうと思はばやれるといふこと  
は、なかなか大きい問題なんです。  
○説明員(磯崎親君) 堀先生のお持  
ちになつておるのは実はどういふもの  
かよく存じませんが、何か問題がござ  
らつておるのじゃないかと思ひます。  
私どもが今も申し上げましたのは、運  
賃制度調査会と申しましたも、国鉄運  
賃の根本的なあるべき姿を検討してお  
るのでございまして、それはいつ実施  
するかといふことについては、ただいま  
石井理事から申し上げました通り、ま  
だ答申をいただいておりません。答申  
が出た上でそれをさらに十分検討いた  
しました上で、諸般の情勢を考えた上  
でどうするかを考へるかといふことを  
きめるわけでありまして、従つて、それ



○説明員(磯崎勲君) 私どももいたしましては、六月末に切れますので、そのとき、七月一日からどうするかという問題は、そのときの国会の情勢じやないかと、私どももつまびらかにわかりませんが、いずれにいたしましても、行政官庁とは十分御相談いたします。

○仲原善一君 運賃全体についての話なんです、国会との関係なんです、先ほど御説明の中で、貨率表の改訂については、これは国会にかけるというお話でございます。そのほかの等級の改訂の問題ですね。そういうものについては、国会にはかけられなくてもいいんですか。

○説明員(石井昭正君) 御承知の通り、財政法第三条及びその特例に関する法律によりましては国会の議決をいただいているわけでございますが、これには国有鉄道の基本貨率という言葉で表示されておりますこの基本貨率というものは、それだけでは定義がはつきりいたしませんので、別に国有鉄道運賃法という法律を作つて、この限度は国会で具体的な額をおきめ願ひ、この限度は運輸大臣の認可でやらせていただく、この限度は国鉄総裁限りでやらせていただくという、はじめをはつきりいたしているわけでございます。その中で、等級のことににつきましては法律で定めるといふことにはなつておらないのでございます。ただ、それは要するに等級というものは、性質上非常にやほり多品目、いろいろな新しい品目ができまじたり、急激に変つたりすることがございますので、一々そういうことは大へんだというところもございませぬし、またある意味でそういうもの自体が、貨率表というものが国会でおき

め願つておれば、それに見合う品目のバランスというものは、そう大きな変動はないというふうなことで、事務的に煩瑣なものでもございませぬので、これは国鉄総裁限りになつておるわけでありませぬ。しかしながら、そうかと申しまして、一品目新しい品目をつけ加えたり、あるいはごく例外的に改正いたす場合は別でございますが、大々的な変更をする場合は、これは私ども勝手にやつては申しわけないということで、二十八年のときも等級審議会というものを設けまして、各界の御利用者の方々も入つていただいて、いろいろ御折衝申し上げ、また関係官庁の方にも加わつていただいて、そうしてきめたというふうないきさつもございませぬし、私も

もそういふふうにするのが当然であらうと考へておるわけでありませぬ。従いまして法律的に申しますれば、国会というものと関係ございませぬが、私ども等級の改正をいたします場合に、それが等級に響いて、そうして貨率まで響く場合には当然国会の御審議を経なければならぬ、そうでない場合には、あくまでも民主的に各方面御連絡願つて、御納得を得た上で施行したい、こういう考へでございます。

○仲原善一君 これはお願いを申し上げておきたいのですが、非常に問題が重大になりますので、やはり協議される形と申しますか、相談される形と申すのか、形式はどうでもいいのですけれども、国会の方に事前に何か御相談をいたしたいという、そういう希望を、特に公共政策の割引については、先ほど二十数億というふうな御説明

のようであります、特に林産物については、木材の方で十億四千万円ばかり、薪炭の方で三億九千万円ばかり、その程度の割引を従来受けていたわけなんです。それを六月末になつたからというので、総裁だけの権限で、さつと国会にも了承なしに削られるということになります、特に非常に遠距離からやつてきている林産物等については、重大な影響がありますので、やはり何かの形で一つ御相談をいただきたい、理屈の通ることであれば、国会だつて了承するわけでありませぬから、何か抜き打ちでなしに、事前に何か、行政官庁だけでなしに、御相談をいただきたい。特にこれはお願いを申し上げておきます。

○東隆君 私は今の問題で、七千の品種類、それを二千に圧縮して、そうして十五の等級に分けておる、こういうのですが、等級に分けておるのですけれども、私は問題になつておる公共政策の割引は、これはものすごく量が多いと思ふ。決して普通の七千種類のうちの量が多いものぢやないと思ふ。ものすごく多いものだ。こういう考へ方を持つので、国鉄の方ではきわめて範囲を、

まかされた範囲の改訂だ、こういうふうにお考えかもしれませぬけれども、しかし、私はものすごく量がなくて、影響するところが非常に大きい、こういうふうな考へて参りますと、私は百品種くらいだ、こうおっしゃるけれども、しかし影響は、これは非常に大きいのですから、私は国会の方に、率先して一ついろいろお示しになつて、そしていろいろ研究をしてもらいたい

と思ふのですが、この点どういふふうにお考えですか。

○説明員(磯崎勲君) ただいま割引しております品目は、先ほど申し上げましたように、約百品目です。トン数は千六百万トン。私の方は約年間一億八千万トンばかりやつておる。従つて約十分の一にちよつと足りない程度でございます。ただ、この千六百万トンのうち、トン数から申しますと木材が圧倒的に多いトン数であります。木材につきましては、いわゆる現在の等級表を作りましたときの木材の価格を調査いたしまして、その木材なりほかの品目と、全部バランスをとつて、五級、六級、七級といふふうには、ものによつて等級が違つておる。たとえば同じ木材でも、木會のヒノキは四級だとか、あるは製材は五級だとか、あるいは坑木は七級だとか、同じ木材でも必ずしも一等級ではございませぬ。そういういた木材の中から、木會のヒノキ等は割引しておるが、大体ほとんど全品目について、割引するために木材の運賃とはほかの物資の運賃とは――そこをいわゆる私の方の貨物等級の原則でございませぬところの、いわゆる負担主義を非常に大きく破つておる、その破る額が大体先ほど先生のおっしゃいましたように、約年間十億、その分だけはアンバランスになつております。トン数から申しますと、約十分の一でございませぬ。

○東隆君 私は、問題は公共政策割引に該当するものが、どちらかというところ、百品目で、しかも一割を占めておる、こういうことを考へると量が非常に多いと思ふ。それからどちらかというところ、先ほどお話があつたように、

長距離で、そうしてかさの大きいものが、百品種の中に入つておるから、これが従つて私は計算の上から非常に大きな影響になるから、こへ目をつけられるのは、これは当然な話なんですけれども、しかし、影響するところが非常に大きいんですから、従つて十分の一だから少い数だ、こういうふうなことでなくて、影響するところが非常に大きいんだ、こういう意味では、非常に大きいんだ、こういう意味では、非常に大きいんだ、こういう意味では、非常に大きいんだ、

非常に大きいんだ、こういう意味では、非常に大きいんだ、

非常に大きいんだ、こういう意味では、非常に大きいんだ、

非常に大きいんだ、こういう意味では、非常に大きいんだ、

いうことをお考えになつた方が、これがかえつていいんじゃないかと思ひますが、私はそういうふうには、法律を解釈する場合においても、それくらいのお考えがあつてしかるべきじゃないか、(こう)というふうな考え方なんです、その点どうですか。

○説明員(石井昭正君) 私どもは決して国会の御意向というふうなものを無視してどうのこうのというつもりは毛頭ございません。あるいはまた法律をたてにとつて、自分たちの権限だからということはおぼろげで、その証拠には、現在の割引の姿がこうなつていて、いろいろの御指示なり、お話があつたために、こうなつておると思うのでございませぬ。ただ、しかしいろいろの御問題もございませぬが、一つには私どもお願ひしたいのは、やはり国鉄の財政が現在赤字であるとは申しかねませぬが、非常にほかの運輸機関などいろいろ比較いたしますと、昔の、鉄道が独占しておつて、鉄道によらなければどうにもならないという時代に、世界の各国ともこういふ負担主義をとる、あるいは運賃をいろいろやかましくいつてやつたような政策をとられたのであります。今日各国の鉄道ともそういう点でもつて非常に不利で、どうか他の運輸関係とイコール・ベースに立たして、その上で鉄道がやつていけるか、やつていけないかということをやらしてもらいたいというのが、まさに今世界各國を通ずる鉄道の悲鳴でもあります。非常に苦しんでおる点でございます。私ども決していたすに運賃を上げたり何かするということはい、いいとは夢にも考えておらないのであります。

す。しかし一方におきまして、やはり合理的な運賃をきめさせて、いたしたい、その上に立つて、鉄道の事業の発展というところに皆様方の御協力をお願いしたいと思つておるのでございまして、従いまして、今までどういふ問題については、結局だれも利用者の側から見れば、自分の負担が重くなることをお好みになる人は一人もない、これは事実でございます。そういう点から見れば、利用者の方から見れば運賃は安いにこしたことはないし、上るのは絶対困るというお話になるわけでありませぬ。そういうことでございますので、そういう状態を繰り返していただければ、やはり私は国鉄というものが割の悪い損をする荷物ばかり運ばなければならぬということになつて、ますます経営の基礎が危うくなるのではないかと、(こう)いふふうにお考えられますので、(こう)いふ点、われわれの立場も一つ御了解願ひたいと思ひます。

○堀末治君 私さつきちよつと質疑を行なつたんですけれども、大体お話もわかりましたし、国鉄の当局の人が、国鉄経営のために非常な御努力をなさつておることに、われわれとしても敬意を払ひのであります。ただ、ここで特に希望しておきたいことは、先ほどの磯崎さんの答弁の中に、原会長が今病氣だから、おそろく結論が出ないだろうというふうなことでございませぬが、それならばおさらけつこうですが、六月の末に適用期限が切れることになつておるこの公共政策割引、これはしばらくそのまま延ばしておくと、特に私の機会に希望いたしましたおきませぬ。私どもの方も、先ほど申し

ました通り、おそろく選挙が終れば臨時国会等も開かれることとございませぬから、できることならば、その機会によく落ちついて、一つこれらの問題も検討して、(こう)してなるべく実情に沿うように、国鉄の経営が成り立つなら成り立つように、また、なお(こう)いふ農林水産物資の流通過程に大きな影響を来たさないような方法で、われわれも真剣に考慮いたしますから、そのつもりで、どうぞこれはやらぬという(こう)ことに、一つ特にお含みを願つておいていただくことを希望して私の質問を終ります。

○清澤俊英君 今の問題ですが、先ほどからわきで聞いておりました、そのものは六月末で切れる、従つてそれを直ちにやるのではなく、その年度末になれば、(こう)いろいろなデータがそろひ、(こう)ではまだ(こう)おきませぬ。従いまして、結論が出ておらぬ(こう)という表現なんです。それと、そこには年度末がきて、すべての資料が整つて一応の結論が出るまでは、直ちにそれを実行する(こう)ことはないわけなんです。こういふことが考えられる。年度末がきたから、その翌日直ちにすべてのものがそろつて結論が出た(こう)いうことは、これは神様でなければできないと思ひます。理論的に申しますと、そこには一カ月なり、二カ月なりの結論を出すためのいろいろの計算も要りますし、統計も要るだろうと思ひます。そういう立場がとられておる(こう)が、しかし同僚の東君の、この問題が(こう)結末において、六月末において(こう)か、(こう)いふ質問に対しては、その点(こう)は非常にあいまいなんです。私はさつ

きの堀さんの質問の要旨と、東君の質問の要旨とを突きまぜて、はつきりと御回答をいただくならば、それは当然一、二カ月くらいの余裕をもつて、(こう)して年度末において、すべての検討をした上でやるつもりである(こう)か、何と(こう)か(こう)の答があつていい(こう)か、何と(こう)か(こう)のところが東君の発言に對しましては、それに対して、(こう)はなほだ明確を欠いている。直ちにやられる(こう)か、(こう)きりして(こう)おきませぬ。すばつとやる(こう)かもしれない、(こう)いふ不安を持つて(こう)いる。だから堀さんも同じ(こう)いふことを二度懇請をしておられる。私は(こう)いふ表現のお答えができる(こう)かと思ひますが、その点どう(こう)かと思ひます。いろいろのものを検討して、それには(こう)少くとも(こう)の時期を要する(こう)から、それ(こう)の時期を見(こう)上(こう)で、まあ国会に相談して(こう)なら相談して、(こう)しない(こう)なら(こう)いふ(こう)いふ確答(こう)は、(こう)あらかじめ(こう)まつて(こう)いふ(こう)かと思ひます。そういう御返答は(こう)できない(こう)か、(こう)は(こう)だ不明確(こう)で気分が悪い(こう)です。

○説明員(磯崎勲君) 先ほど申し上げましたように、ことしの実績は三月末でございます。これは大体四月の中旬か、(こう)末(こう)までには(こう)集計(こう)いたしました(こう)と思ひます。その後、(こう)先刻も申し上げ(こう)ました(こう)に、(こう)まず農林省並びに(こう)通産省に對しまして、(こう)この公共政策割引(こう)が具体的に(こう)どう(こう)いふ(こう)に消費者価格(こう)に響いて(こう)いか、(こう)あるいは(こう)いかに生産(こう)者に影響(こう)していく(こう)か(こう)の(こう)詳細(こう)な資料(こう)の提示(こう)を求め(こう)る(こう)つもり(こう)であります。と(こう)申(こう)します(こう)ことは、(こう)私(こう)ども(こう)とい(こう)た

しましては、二十数億の割引をして(こう)いる。この割引が(こう)どう(こう)いふ(こう)に、(こう)先(こう)ほど(こう)先生(こう)のお(こう)つ(こう)し(こう)や(こう)つ(こう)た(こう)ように、(こう)い(こう)わ(こう)ゆる(こう)る(こう)公共(こう)政策(こう)的に(こう)使(こう)わ(こう)れて(こう)いる(こう)か(こう)という(こう)ことを(こう)検討(こう)する(こう)義務(こう)がある(こう)と思(こう)つ(こう)て(こう)お(こう)ります(こう)か、(こう)従(こう)い(こう)まして、(こう)これ(こう)につき(こう)ま(こう)して(こう)は(こう)農林(こう)、(こう)通産(こう)両(こう)省(こう)から(こう)詳細(こう)な(こう)資料(こう)を(こう)要求(こう)いた(こう)して(こう)ま(こう)して、(こう)その(こう)資料(こう)を得(こう)ま(こう)して(こう)十分(こう)検討(こう)いた(こう)して(こう)ま(こう)して(こう)上(こう)で、(こう)今後(こう)の問題(こう)を(こう)検討(こう)いた(こう)したい(こう)と思(こう)つ(こう)て(こう)いる(こう)ので(こう)ござ(こう)い(こう)ま(こう)す。その(こう)時期(こう)は(こう)大体(こう)一(こう)カ(こう)月(こう)くらい(こう)は(こう)か(こう)か(こう)る(こう)と思(こう)ひ(こう)ま(こう)す。従(こう)い(こう)まして、(こう)六月(こう)末(こう)には(こう)い(こう)ずれ(こう)に(こう)いた(こう)して(こう)ま(こう)して(こう)も、(こう)その(こう)再(こう)検討(こう)の結果(こう)を(こう)何(こう)らか(こう)の(こう)形(こう)で(こう)表(こう)わ(こう)さ(こう)なく(こう)ち(こう)や(こう)い(こう)か(こう)ぬ(こう)と思(こう)つ(こう)て(こう)お(こう)り(こう)ま(こう)す。

○東隆君 私どもは法律の審議をするときに、(こう)どう(こう)い(こう)う(こう)ことを(こう)審議(こう)する(こう)か(こう)という(こう)と、(こう)もちろん(こう)法律(こう)の(こう)全文(こう)その(こう)もの(こう)について(こう)の(こう)審議(こう)も(こう)し(こう)ま(こう)す(こう)けれども、(こう)省(こう)令(こう)だ(こう)の、(こう)それから(こう)その他(こう)に(こう)ま(こう)か(こう)さ(こう)る(こう)べき(こう)事項(こう)の中(こう)身(こう)、(こう)そういう(こう)ふう(こう)なもの(こう)について(こう)も(こう)審議(こう)を(こう)して、(こう)そう(こう)して(こう)法律(こう)を(こう)通(こう)す(こう)という(こう)のが、(こう)これが(こう)常(こう)識(こう)的な(こう)やり(こう)方(こう)なんです。従(こう)つ(こう)て、(こう)当初(こう)法律(こう)が(こう)通(こう)過(こう)を(こう)した(こう)ときには、(こう)私は(こう)やはり(こう)そういう(こう)考え(こう)方(こう)のもと(こう)に(こう)法律(こう)を(こう)通(こう)して(こう)いる(こう)わけ(こう)です。従(こう)つ(こう)て、(こう)総(こう)裁(こう)に(こう)委任(こう)を(こう)されて(こう)いる(こう)中(こう)身(こう)のもの(こう)について(こう)も、(こう)これは(こう)大(こう)きな(こう)変化(こう)が(こう)起(こう)る(こう)場合(こう)には、(こう)これは(こう)当(こう)然(こう)、(こう)国会(こう)に(こう)やはり(こう)それ(こう)相当(こう)の(こう)手(こう)続(こう)をと(こう)ら(こう)なければ(こう)なら(こう)ぬ(こう)筋(こう)合(こう)ひ(こう)の(こう)もの(こう)だ(こう)ら(こう)う(こう)と思(こう)ひ(こう)ま(こう)す。法律(こう)を作(こう)つ(こう)た(こう)立(こう)法(こう)府(こう)の(こう)側(こう)の(こう)考(こう)え(こう)方(こう)は、(こう)ところが、(こう)それを(こう)法(こう)文(こう)上(こう)の(こう)法(こう)律(こう)の(こう)言葉(こう)の(こう)解釈(こう)から、(こう)中(こう)身(こう)に(こう)重(こう)点(こう)を(こう)置(こう)かない(こう)で、(こう)法律(こう)の(こう)解釈(こう)だけ(こう)でも(こう)つ(こう)て、(こう)字(こう)句(こう)の(こう)解釈(こう)だけ(こう)でも(こう)つ(こう)て(こう)や(こう)ら(こう)れた(こう)ら、(こう)これは(こう)いろいろ(こう)の問題(こう)が(こう)起(こう)きて(こう)くる(こう)と思(こう)ひ(こう)ま(こう)す。 (こう)こ(こう)う(こう)い(こう)う(こう)な(こう)場合(こう)に、(こう)先(こう)ほど(こう)申(こう)す。

○東隆君 私どもは法律の審議をするときに、(こう)どう(こう)い(こう)う(こう)ことを(こう)審議(こう)する(こう)か(こう)という(こう)と、(こう)もちろん(こう)法律(こう)の(こう)全文(こう)その(こう)もの(こう)について(こう)の(こう)審議(こう)も(こう)し(こう)ま(こう)す(こう)けれども、(こう)省(こう)令(こう)だ(こう)の、(こう)それから(こう)その他(こう)に(こう)ま(こう)か(こう)さ(こう)る(こう)べき(こう)事項(こう)の中(こう)身(こう)、(こう)そういう(こう)ふう(こう)なもの(こう)について(こう)も(こう)審議(こう)を(こう)して、(こう)そう(こう)して(こう)法律(こう)を(こう)通(こう)す(こう)という(こう)のが、(こう)これが(こう)常(こう)識(こう)的な(こう)やり(こう)方(こう)なんです。従(こう)つ(こう)て、(こう)当初(こう)法律(こう)が(こう)通(こう)過(こう)を(こう)した(こう)ときには、(こう)私は(こう)やはり(こう)そういう(こう)考え(こう)方(こう)のもと(こう)に(こう)法律(こう)を(こう)通(こう)して(こう)いる(こう)わけ(こう)です。従(こう)つ(こう)て、(こう)総(こう)裁(こう)に(こう)委任(こう)を(こう)されて(こう)いる(こう)中(こう)身(こう)のもの(こう)について(こう)も、(こう)これは(こう)大(こう)きな(こう)変化(こう)が(こう)起(こう)る(こう)場合(こう)には、(こう)これは(こう)当(こう)然(こう)、(こう)国会(こう)に(こう)やはり(こう)それ(こう)相当(こう)の(こう)手(こう)続(こう)をと(こう)ら(こう)なければ(こう)なら(こう)ぬ(こう)筋(こう)合(こう)ひ(こう)の(こう)もの(こう)だ(こう)ら(こう)う(こう)と思(こう)ひ(こう)ま(こう)す。法律(こう)を作(こう)つ(こう)た(こう)立(こう)法(こう)府(こう)の(こう)側(こう)の(こう)考(こう)え(こう)方(こう)は、(こう)ところが、(こう)それを(こう)法(こう)文(こう)上(こう)の(こう)法(こう)律(こう)の(こう)言葉(こう)の(こう)解釈(こう)から、(こう)中(こう)身(こう)に(こう)重(こう)点(こう)を(こう)置(こう)かない(こう)で、(こう)法律(こう)の(こう)解釈(こう)だけ(こう)でも(こう)つ(こう)て、(こう)字(こう)句(こう)の(こう)解釈(こう)だけ(こう)でも(こう)つ(こう)て(こう)や(こう)ら(こう)れた(こう)ら、(こう)これは(こう)いろいろ(こう)の問題(こう)が(こう)起(こう)きて(こう)くる(こう)と思(こう)ひ(こう)ま(こう)す。 (こう)こ(こう)う(こう)い(こう)う(こう)な(こう)場合(こう)に、(こう)先(こう)ほど(こう)申(こう)す。

したように、すでに昨年も問題になつたし、それから改訂の場合には、三十二年度においては、ああいうふうな問題になつてきておる中身なんですか、従つて、これは今までの経過から考へてみても、これは重要な中身で、考へて決して権限がまかされておるからというので、一存できちつときめておやりになつて、それならばそれで済むのか、こうなつてくると、済む問題でないと思ふ。そのまま済むべき筋合

いのような中身ではない。そうすると、やはりある範囲はいろいろ成績その他を調べられて、そうして十分に案をこしらへられて、完全に固まつたところのものでもつて、それを報告する程度のものにするのは、これは問題だらうと思ふ。やはりある程度動かし得るような中身のものを相談してこなければならぬと思ふ。それを、きちんときめてしまつて、「以上のようにきめま

した。報告終り。」というようになつてやられたのは大へんな問題になる。私はそういふふうに考へますが、法律の審議の過程において問題になつた中身だけ、これをきちつとやつては非常に仕事もやりづらいだらうし、それからその他いろいろ問題があるから、こ

ういふ前提のもとに総裁に委任されている事項なんです。それにはおのずから中身には限度があるのですから、それをお考へになつて、そうしてやはり国会に對してそれ相当の手續をとつていただくかと思ふ。私もそういふような機会も作り、相談をしてやろうと思ひますし、それから、どうしてもお聞きにならなければ、いろいろ総裁やその他各方面をお呼びして、そうし

て国会の意思のあるところをやらなければならぬ、そういう問題にならうと思ふ。そうじゃありませんか。

○説明員(石井昭正君) たいだいの法律案の御審議の国会の御態度は、私もその通りだと思ひますが、因鉄運賃につきましても、財政法第三條と、その三條の特例に関する法律で「基本貸率」ということになつておりました。私も考へておりましたことは、やはりこれは当然いあゆる運賃値上げと申しますか、貸率のベースを全般に変へるということには、これは国会として御審議にならなければならぬことだと思ひます。また、各国の立法例などを見ても、御立法の趣旨もそうであらうと思ひます。また、国会で御審議になつてお

ましても、国会で御審議になつておは、ほとんど例は少いのでありますが、たまたまにありましても、そういうようないやう方をしておるようでございます。具体的につつ一つの運賃については、一つの限度をもつておまかせになつておると思つておるのであります。その程度と申しますのが、法律に定めた範囲ではないかと思ひます。この公共政策割引につきましても、当時、三十二年の改正のときも御意見にございましたように、理由はそうであつても、急激な変化は困るのだから徐々にやれというやうな御趣旨でもつて、暫定的な、時限的な割引がついておるのであります。従

いまして、私も六月末日に、何も一季にこれを廃止すると今申し上げておるわけではございません。営業局長が申し上げましたように、具体的な数字の検討をした上で、関係官庁方面にいろいろ御連絡を申し上げて、その方々の御承認をいただいた上でいろいろ検討いたしました、こういう態度でございます。

○東隆君 實は、「国有鉄道運賃法制定の経緯」、三十二年十月に御発表になつておる印刷物があるのですが、その抜粋の中にこういふことが書いてあるのです。従つてそういう場合に、常に貸率表の改訂を必要とするから、等級表そのものは国会の審議を必要としていなくとも、そういう改訂の内容は国会の審議の対象となる機会が必ずあることとなる。」「こういふよう

にお書きになつておるのですね。因鉄さんの方でも率直に、国会の審議の対象になるんだと、こういふふうにお書きになつておる。これが因鉄の本旨だらうと思ふ。そこで問題は、非常に軽微なもの、これは何も問題ではないです。だけれども、問題になつておるものを、そのままはおかふりして、そうしてやるというの、これは問題だらうと思ふ。それから今お話し

になつたもので、たくさんあるうち、百品目あるうち、そのうち一つか二つくらいずつ消していつて、これはきわめて小さいものだから、こんなやうな考へで上手におやりになる方法もあるかもしれない。しかし私は、これは一括されたところのものとしてやはりお考へを願ひたいと思ひます。それから行政官庁と相談をされて、こういう場合ですが、しかしその場合でも、落ちるものと落ちないものとでは大した違いが出てくるのです。品物によつて、だから、影響するところは非常に大きいですから、従つて、十分に一つ御相談を願ひ、そうして貨物の運賃率、等級その他について基本的に今おやりになつておると、こういうのであり

ますから、そうしてそういうものも五年ないし十年の間には改訂をすることが必要だ、こういうことも先ほどお話しがになつておる。三十二年にああいう改訂をしておるけれども、三十二年、二十八年——ですから六年を経過して

いるのですが、十年というのにはまだ相当あるわけですから、従つて、その間に皆さんの方でもいいやつをこさへよう、こういふのですから、今進行中なんです。それから、そういうやうなものをかね合せてやつていただきた。ここに書いてあることが本旨だらうと、こう考へますので、一つそういうふうにお考へになつて、フランクにわれわれにお示しを願ひたい、こういふふうにお

○説明員(石井昭正君) そこに今お話しになりましたのは、先ほど私が運賃制度調査会の結論が出た上で処理する場合に申し上げた通り、等級の全面的な改正は、当然、等級、貸率等に当るといふことになりまから、そういう場合には当然国会の御審議をいただくだらうという趣旨のことを書いてある。また、そういう点については、私も決して今お話しになりましたことと違つたことを申し上げたつもりはないのであります。ただ、公共割引の問題は、これはまた一つの別の問題でございます。従つて、そういうふうにおきめになつておるわけでありまして、それが

は、いろいろの御要請、特に二十八年の運賃改正に當りまして、急激な変化は避けて徐々にやるべきだといふ御意見にのつとつてやつておるわけでありまして、しかし私どもも、六月末がきた

から一斉に全部廃止するといふやうな、そういうやうな申し上げ方はしてない、ということをお話ししていただきたといふことを申し上げておるわけでありま

○清澤俊英君 簡単に一、二お伺ひします。大体運賃という概念は、貸率と等級との合致したものを運賃と私は解釈しておりますが、その点どうなんですか。

○説明員(磯崎君) 貸率と等級とも一つ距離でございます。

○清澤俊英君 それは三者が寄つたものを運賃と言ひのですね。そうしますと、運賃の改訂に對しては国会の審議が要するようになっておるのですね。要りませんか、運賃改正に對しては。

○説明員(石井昭正君) 先ほどから申し上げておりましたように、基礎的な貸率の変更は、これは国会の御審議を願うといふふうにお申し上げております。

○清澤俊英君 それはどうも私にはわからないのです。貸率だけが運賃じゃなくて、距離、それから等級貸率を加えたものが運賃と言ひ得ると思ひます。たとえてみますれば、貸率だけを一応きめましても、等級に格差ができてきたり、距離に格差ができてきたり

しましたら、これは非常な国民生活や経済上の影響が大きいものだと思ひます。貸率だけを国会の審議が要ると定められたことは一体どういふところからなんですか。私はその点が要領を得ないのです。三つの要素がまとまつて一つの運賃といふものが定まる。その中の一つだけを国会にかけなければならぬ、あとの二つはかけなくていいという理論的根拠はどこにあるのですか。

○説明員(石井昭正君) 貸率と等級とも一つ距離でございます。

○清澤俊英君 それは三者が寄つたものを運賃と言ひのですね。そうしますと、運賃の改訂に對しては国会の審議が要するようになっておるのですね。要りませんか、運賃改正に對しては。

○説明員(石井昭正君) 先ほどから申し上げておりましたように、基礎的な貸率の変更は、これは国会の御審議を願うといふふうにお申し上げております。

○清澤俊英君 それはどうも私にはわからないのです。貸率だけが運賃じゃなくて、距離、それから等級貸率を加えたものが運賃と言ひ得ると思ひます。たとえてみますれば、貸率だけを一応きめましても、等級に格差ができてきたり、距離に格差ができてきたり

しましたら、これは非常な国民生活や経済上の影響が大きいものだと思ひます。貸率だけを国会の審議が要ると定められたことは一体どういふところからなんですか。私はその点が要領を得ないのです。三つの要素がまとまつて一つの運賃といふものが定まる。その中の一つだけを国会にかけなければならぬ、あとの二つはかけなくていいという理論的根拠はどこにあるのですか。

○説明員(石井昭正君) 貸率と等級とも一つ距離でございます。

○清澤俊英君 それは三者が寄つたものを運賃と言ひのですね。そうしますと、運賃の改訂に對しては国会の審議が要するようになっておるのですね。要りませんか、運賃改正に對しては。

○説明員(石井昭正君) 先ほどから申し上げておりましたように、基礎的な貸率の変更は、これは国会の御審議を願うといふふうにお申し上げております。

○説明員(石井昭正君) これは先ほど一番先に私が御説明申し上げたかと思うのでありますが、基本的貨率を国会にかけるという御趣旨は、いわゆる運賃全体のレベルを上げるというよりなことを意味しておると、こう考えられるので、従いまして、基本的貨率という言葉は、非常にそれ自体としては内容がはっきりいたしませんので、その法律に基きまして国有鉄道運賃法ができておりました、国有鉄道運賃法におきまして国会の一つ御審議を願う分野と、運輸大臣の認可の範囲においてやれる分野と、あるいは国鉄総裁の権限におまかせを願う分野と、いろいろ具体的各各種の運賃について分けて書いてあるわけです。

○清澤俊英君 この法律の解釈は、非常に私には法律家じゃないので困難しているのですが、この国有鉄道運賃法第八條ですか、これには、一全体として日本国有鉄道の総収入に著しい影響を及ぼすことがない運賃又は料金の軽微な変更は、日本国有鉄道がこれを執行することができる。」としてあるのであります。従って、ただいま東君が指摘しました前の何か国有鉄道運賃法を作るところの経緯の中の条文とこれを合わせてみますと、重大な経営上に変更のあるものは、運賃として、国有鉄道だけではない、国会にかけなければならぬ。そうしまして今御質問しますと、運賃というものは貨率並びに等級、距離、この三つが寄つたものが運賃として定義づけられておる。こうしますならば、当然私は等級変更等があるとするれば、かけられなければならぬ、こういふふうに考えるのであります。その点どうなんでしょうか。

○説明員(石井昭正君) 先ほど営業局長から御説明申し上げました運賃というものは、貨率と等級と距離だということでございますが、その距離につきましても、これは貨率を表示する際に、旅客で申しますれば一キロ幾ら、あるいは貨物で申しますれば車板い貨率は幾らと、ちゃんと各キロ程に應じて貨率を刻んで御提示申し上げておりますから、これが合わされたものが運賃法の中に出ておるわけでございます。残の問題は等級でございますが、等級につきましても、先ほど申し上げましたような経緯と事情でございます。等級にございましては、先ほど申し上げましたような経緯と事情でございます。等級にございましては、先ほど申し上げましたような経緯と事情でございます。

○説明員(石井昭正君) 先ほど営業局長から御説明申し上げました運賃というものは、貨率と等級と距離だということでございますが、その距離につきましても、これは貨率を表示する際に、旅客で申しますれば一キロ幾ら、あるいは貨物で申しますれば車板い貨率は幾らと、ちゃんと各キロ程に應じて貨率を刻んで御提示申し上げておりますから、これが合わされたものが運賃法の中に出ておるわけでございます。残の問題は等級でございますが、等級につきましても、先ほど申し上げましたような経緯と事情でございます。等級にございましては、先ほど申し上げましたような経緯と事情でございます。

○清澤俊英君 そうしますと、結論として出て参りますのは、大体、線はどの辺から国会にかける性質のものか、軽微なものは、先ほどの御説明のように、一辺が性格が交つてきた、従つて、こういふ一辺までを国会にかけることはおかしいから、どうも煩雑であるから、この際一応取り扱つておると、こういふふうに解釈ができると思ふのですが、先ほどからのいろいろの御説明を伺つておると、こういふふうになるのであります。大体

○説明員(石井昭正君) いろいろ御質問の範囲を、今御答弁下さいました国会に御相談するという範囲にお考えになつておるのか、その点を一つお伺いしたいと思ふます。

○説明員(石井昭正君) いろいろ御質問を承つておられますと、先ほどから問題になつておりました公共割引の廃止の問題と等級変更の問題とを、ちよつと取りまぎれておるような感じがいたします。等級変更の問題につきましても、先ほどから申し上げましたように、根本的な大改正を行うことには、当然貨率の変更も伴うことになりまますので、その際は必ず国会の御審議を経るということに相なると思ふのでございまして、公共割引の方は、すでに国会の御承認をいただいた範囲で、中をさらに総裁の権限に基き措置によりまして割引いたしておりましたものでございまして、それをやめるといふことは、結局、形式的にはこれは国鉄総裁の権限でやれると、こういふふうに考えております。ただし、先ほどから申します通りに、現実の問題として六月末に期限が切つてございしますものは、期限が来たならば一律に全部やめるといふのではなく、十分検討していただきたいということをお願いしておるのであります。

○清澤俊英君 私は各種公共割引の問題はもう一応片づけて、従いまして、今日の議題になつた広範な運賃改訂とともに出てくる等級改訂に対して、農林水産の立場として非常な関心を持つておりますので、従いまして、今私のお伺いしておるのは、その等級改訂等に對しましては、聞きまますならば、審議の過程が、先ほど中野原さんから、いろいろ中間の審議要録というの

○説明員(石井昭正君) いろいろ御質問の範囲を、今御答弁下さいました国会に御相談するという範囲にお考えになつておるのか、その点を一つお伺いしたいと思ふます。

ですか、審議の経過というよりなものの中間報告でもほしいというが、なかなかそれらの御提出も困難のような状況にある、こういふ中でわれわれの心配しておるのは、漏れ聞かぬならば、三十億くらいの貨上げを考えておられる。これはわれわれ聞かぬ範囲ではそういうことを考えておられる。その農林関係の等級改訂によつて二十億なり二十五億なりが行われるというよりな、いつどこで漏れるとはなしに、そういうよりなものも漏れ伝わつて、非常な農業団体、農水産団体の刺激をしてお伺いしているのですから、もし、かりにそういうよりな大がかりな改訂が行われるとすれば、御答弁によるところでは、当然国会に一応審議をゆだねられる過程をとられることであらうと、私も承知してよろしいと思ふのでございしますが、その点どうなんでしょうか。

○説明員(石井昭正君) 私がさつき申し上げましたように、現在の公共割引の問題とは別に、現在の公共割引調査並びにその下部に設置せられた等級専門委員会、これでもつていろいろ御審議の結果、私も御答弁をいたしましたが、その内容が、おそれる自然、等級の幅なり貨率なりに関係して参ると思ふのであります。それを私どもとして、これを実施に移すということになれば、現在の法制上では当然国会へ提出して、国会の御承認を得なければならぬということに相なると思ふます。

○堀本宜實君 私は少しおくれで参りましたので、他の委員からすでに質問されたことであらうと思ふますから、

簡単に申し上げて、簡単に御説明をいたしたいと思ふますが、この問題を二つに分けて質問いたしたいと思ふます。

第一は、公共割引というものが本年の六月末をもつて適用期限が終了する、この問題なのであります。この問題から先に伺いたいと思ふますが、この問題は先ほどからお話がございますが、たが、私はこう考える。国鉄が公共企業体として運営せられて、私企業として認められない、その大きい一つの理由が国民生活あるいは産業の発達に最も至大な関係を持つておると、これは私も私が申し上げるまでもないのであります。それがゆゑに公共性物質というものを今日まで実施してきたのであります。これがもし六月末をもつて廃止されるということになりますと、一般大衆の生活または産業助長発達の基礎をなします物資でありますだけに重大な問題が起つてくる、かように考へるのであります。そこで今までの御答弁を聞いておられますと、関係各省と協議をし、調査をして、そうして六月末にそれを検討した結果によつて、これを廃止するか、あるいは継続するかをきめたい、こういふような御意思であつたと思ふのであります。以上、申し上げましたように、大衆の生活に至大な関係を持ちますこの公共政策割引というものを、ここで廃止しますことは重大な問題でございまして、私は国会あるいは委員会等の要求をもつて、国会において、しかるべく一つ御相談を願いたいというよりな意見を申し上げたらいと思ふのであります。

○説明員(石井昭正君) 私がさつき申し上げましたように、現在の公共割引の問題とは別に、現在の公共割引調査並びにその下部に設置せられた等級専門委員会、これでもつていろいろ御審議の結果、私も御答弁をいたしましたが、その内容が、おそれる自然、等級の幅なり貨率なりに関係して参ると思ふのであります。それを私どもとして、これを実施に移すということになれば、現在の法制上では当然国会へ提出して、国会の御承認を得なければならぬということに相なると思ふます。

○堀本宜實君 私は少しおくれで参りましたので、他の委員からすでに質問されたことであらうと思ふますから、

が、しかし、皆さんが賛成されるかどうかは別として、もしそういう要求をいたしましたら、国鉄におきましては、以上のような重大な関係を持つがゆえに、おそらく六月は国会がございしますが、その後の国会の開催される最も早い機会に、これらの問題をこころよくとすのだという報告を行われまして、それによって国会の意見を聞くというふうなお考えはございませぬか。

○説明員(磯崎観君) ただいまの御質問でございしますが、国鉄が公共企業体なるがゆえに公共政策割引をしておるといってお話でございしますが、実は国鉄が政府直営でございした戦前、あるいは昭和二十四年前には、こういう割引は一切ございませぬ。国鉄が公共企業体なるがゆえに、生活物資その他について運賃が違つておるといふことは、等級制度の中にそれが現われてくるわけでありませぬ。この現在の割引が始まりましたのは、一部のものは昭和二十五年から、あと一部のは昭和三十三年からでございませぬ。戦前にはこの制度はなく、戦前はもっぱら等級一本でもって操作されておつたのであります。政府が直接経営いたしておりましたときがそうなのであります。現在私どももいたしましては、この公共政策割引を今後どうするかという問題につきましては、ただいま石井理事から申し上げました通り、大林実績がわかりますのが四月の中旬、早くやつても四月中旬から下旬になると思ひます。まず私どももいたしましては、一品々につきまして、先ほどもあるいはお聞きかと思ひます。重複いたしましたら失礼でございませぬが、農林省、通産省から、

果してその割引が、どういふふうにか公共的に、数字的にそれが生きてくるかといふこと、たとえば消費者に対してどういふふうな影響があつたか、あるいは生産者に対してどういふふうな影響があつたかといふことについて、農林省、通産省としては、当然私の方にその詳細な内容を説明されるものと私私考えております。それによりまして、具体的に、個々に折衝いたしまして今後問題をきめたいと思つております。ただ先ほど申しました通り、これを六月末に全部一斉にやめてしまふというやうなことは、これは不可能なことだと思ひます。またそういうことは考えておりませぬ。いずれにいたしましても、関係官庁と協議して、適当に処理いたしたいと思つておられます。

○千田正君 どうもさつきから聞いているといふと、国鉄の方は全然こつちへ相談をしないといふやうなことでもなさそうだし、こちらは相談したらどうだといふやうに言つておられるのであつて、問題は、運賃の中においては貸率という問題もある、貸率は国会にもちろん当然かけてやらなければならぬ。それが国民生活に重大な支障を来たすものであれば、われわれとしては当然国鉄の諸君に来てもらつて、委員長の名前で、これは参考人でもよろしいし、証人でもよろしいし、実際の運営の面に来る職員に来てもらわなければならぬ。これは当然やれることだと思ふ。どうも、くるかこないか、そんなことは問題じゃないやありませぬか。重大な国民生活に影響を及ぼすことであつたら、委員長名で出てもらわなくてはならぬですよ。そこで、私たちに局長がおつしやつたように、そ

の原因が何かあるかといふと、新しく建設する路線等が非常なウエートになつておるために赤字が非常にある、そのために運賃改正をしなければならぬと、こういうお話になれば、これは運輸省の国鉄に対する政策といふものを考えなければならぬ。たとえば新設の鉄道に対しては、国は全部予算を持つてやる、運営は国鉄にまかせるんだ、建設は全部運輸省の予算の中へ組み入れて国が持つてやつて、運営は国鉄にやらせるというやうな問題も出てくる。全般に及ぼすところの問題は、やはり国会において相当審議しなければならぬといふことになつてくるわけですから、その何もないことか、くるかこないか、どうもさつきから出てきておられる、私にはそう思ふ。ただ、それだけのことは当然良心的に、石井理事にしましては、磯崎局長にしましては、それは出てくるだろうと私は思ふ。ここでさまざま議論をだしている時間が経過するんで、そういう点もあわせて、私は国鉄の良心のある、最も明敏な諸君であるかと思ひますから、あわせてお答え願ひたい。

○委員長(秋山俊一郎君) 私、最後に、いろいろ各委員から御質疑がございしましたし、また要望もございしました。いすれお話の状況から考えますと、等級の改訂というものは早晩行われるのではないかと感じ非常に強いんです。そうしますと、どの程度であるか、今言つたように、わずかな新しい品目を二、三追加するくらいのことならば、何も国会の審議を必要としませぬが、これが特別等級だとか、

あるいは普通等級の入れかえだとかいふやうなことになるかと、相当影響するところは大きいので、これはいすれ、先ほどからのお話によりまして、そういうことになれば、国会の審議に持つてくることは想像できませぬ。従つて、この公共政策割引にいたしまして、やはりこれに該当しては、影響のあることでもありませぬ。いつたやうな、早晩、等級改訂が行われるというのであるならば、六月に満期になりますと、等級改訂と一緒に審議をするというにして、それまではまず一応延ばす、それが二年も先だといふことであれば、それはまた別ですが、六月ごろに答申が出て、あるいは七月になるか、八月になるか知りませんが、その期限が切れる一、二カ月間に、そういう問題が持ち上るとするならば、その間くらいは延ばしておいて、そして等級改訂と同時に見合つて審議をしてみたい、こゝきめてもらいたい。といふことは、この公共政策割引というものは、かつて等級改訂あるいは貸金改訂のときに、どうも納得のいかに、満足をし得ない点が幾らもあつたので、まあ一応こゝらというところで一つ補ひをつけておこらうといふ意味も私はあつたのではないかとと思ふ。そうであるとするならば、やはり等級改訂をする場合に、そういうものも織り込んで考えるということが最も適当であり、また、そうすべきじゃないかと私は考えます。その点が改訂の間近であるとするならば、六月の末に切れるものを、一応その線まで延ばしておいて、これは総裁の権限

で延ばすこともできるわけですから、延ばしておいて、そのときに一緒に検討するやうに、一つ国鉄ではぜひ考えていただきたいといふことを私は要望いたしまして。

○説明員(磯崎観君) ただいまのお話ですが、その前に千田先生のおつしやつたことの中で、私の申し方が非常に不十分だつたので、あるいは誤解をなすつたのかと思ひるので、ちよつと一言つけ加へさせていただきます。

私どもの経営状態が将来どうなるかといふ問題の一つの原因として建設線を申し上げましたが、そのほかに、やはり一緒に申し上げたと存するのでありますが、結局、貨物におきましては距離貨物が減つていくといふこと、それから値段の高い、また運賃の高い貨物が減つていくといふこと、これが問題になります。私は、よく木材の問題が、群馬県、茨城県、茨城県の貨車積みになるものは、ほとんどございませぬ。私どもにとつて一番近間にあります運賃の率のいいところ、その運賃でもって遠距離運賃をカバーいたさなければならぬ、その近間の荷物は全部トラックにおまかせになつてしまつて、高い原価割れの分だけ国鉄に持つていらつしやる。あるいは、等級の高いものはトラックに持つていって、等級の低いものだけが残るといふことが、国鉄の将来の貨物の輸送並びに貨物から得る収入にとつて一番大きな問題でありまして、もちろんこれはよしあしの問題であるし、現実にはトラック運賃の近間が安いといふことが商業原則でありますして、従つて安いものを安くして持つて行くことは当然でございま

すが、しからば、鉄道といいたしまし  
ては、遠距離の運賃の安い物資だけを  
鉄道の責任で運び、しかもその運賃は  
いじれないところの宿命的な非  
常に大きな問題があるところをこ  
ざいまして、先ほど申し上げました建  
設線は、その一部の問題でございま  
すので、非常に言葉が足りなかつたの  
で、恐縮でございまして。

○千田正君　そこで、その問題がある  
でしょう。それでですから、貨物自動車  
の問題も、従価率によるべきか、従量  
率によるべきかという問題が当然出て  
きます。運賃の率から言いますと、  
も、価格の高いもの、あるいは量だけ  
は多くても価格の安いもの、こうい  
うものをどういふふうにしたらいいか  
という問題が、貨率の問題が出てくるわ  
けです。さらにまた、国有鉄道の立場  
からして、遠隔の地へ、普通だつたら  
採算のとれないところまで自動車を走  
らせておる。鉄道が自動車をやつて  
おるといふのがおかしいくらいなもの  
で、それでも国民の利益のためにとい  
うのでやつておるんだから、それに対  
しては国として、国の予算の面におい  
て、国鉄にあまりしわ寄せさせないよ  
うな、何らかの国から支出するような予  
算面の改革の面も私はあると思う。そ  
ういふ総合的な運賃政策というものを  
考えます場合には、やはり国会として  
は、われわれは相当あなたの方にも協力  
もするし、また改正すべきものは改正  
する、あるいは据え置くべきものは据  
え置く、総合的な問題を討議する上か  
らいって、私は一応われわれに前  
もってお話し願いたいというの、先  
般来、各委員からの要望なんですよ。  
それでですから、何もどうしちやいけ

い、こうしちやいけないうより  
も、そういろいろの問題が総合的  
な問題としてあるから、十分に了解を  
得た上で実際の問題に取り組んでもら  
いたい、こういふようなことを各委員  
から要望しているものでありまして、誤  
解のないように、一つその点はお答え  
願いたいと思ひます。

○説明員(磯崎君)　ただいま委員長  
の最後の御言葉の中で、等級改正を問  
近にやるのじやないかというお話で  
ございましたが、これは先ほど来私ども  
から申し上げました通り、まあ等級の  
今後どういふ案が出ますかはわかりま  
せんが、等級改正は、少くとも今す  
ぐ、たとえ七月、八月に案が出ま  
も、それがすぐその次に一月、二  
カ月たつて実施できるというよ  
格のものではありません。これは、で  
きました等級案につきまして、また  
重審議いたしました結果、実施するわ  
けでございまして、もし等級改正が  
出ましても、その実施は、とも私  
もといいたしましては、いつからで  
というよなことは考えることので  
ない問題でございまして、ただ、私  
といいたしましては、なるべく早く  
いたさなければならぬと思つてお  
りますが、非常に大きな改革になり  
ます、もし内容がさういふよな大  
な改革になりますならば、時期とい  
しましては相当先のことになるの  
ないかといふふうに考えてお  
ります。また一方、公共割引につ  
きましては、昨年すでに調整の件につ  
きまして、お話が出た次第でござ  
いますので、この点につきましては、  
と十分御相談の上、検討されて  
きたいといふふうに存じてお  
ります。

○千田正君　もう一点だけ。農林省に  
私は注文しておきたいのですが、ち  
うど経済局長がお見えになつて  
ら、さつきからのいろいろな質疑を  
聞きになつておられると思いますが、  
問題は特に農林水産委員会として  
は、もし国鉄がいろいろな問題にな  
ておる点が、改訂なり、あるいは相  
当の国鉄それ自体の運営上どうい  
げなくちやならない問題が起きて  
という、当然、生産、消費の上  
いって、農林、水産という問題が  
大きな問題になつてくると思  
こで、国鉄の審議にも、あなたの方  
から代表者が行つて参加してお  
います。審議の過程において重大な  
結果が生じない前に、農林省と  
は、われわれに十分相談してもら  
い、この点だけは特に申し上げて  
ます。

○政府委員(須賀賢二君)　先ほどから  
議題になつております点につ  
ては、貨物等級専門委員会には私  
林省の立場で参加をいたして  
す。従ひまして、その状況等も承  
いたしておるわけでござい  
は、非常に大きな問題でござ  
で、農林省といたしまして、関係  
体等とも緊密な連絡をとつて  
にいたしておるわけでござ  
いずれもう少し審議が進んで  
ならば、適当な方法もあ  
御連絡申し上げたいと存  
ございます。

本日はこれをもつて散会いたしま  
す。  
午後六時九分散会  
三月二十五日本委員会に左の案件を付  
託された。  
一、蘭糸価格の安定に関する臨時措  
置法の一部を改正する法律案(予  
備審査のための付託は一月三十一  
日)  
一、酪農振興法の一部を改正する法  
律案(予備審査のための付託は二  
月二十六日)  
三月二十五日本委員会に左の案件を付  
託された。  
一、漁船法の一部を改正する法律案  
(衆)(予備審査のための付託は三  
月二十三日)

三月二十五日本委員会に左の案件を付  
託された。  
一、開拓者救済に関する請願(第一  
五〇六号)  
一、東京都中央卸売市場足立分場魚  
類部敷地拡張等に関する請願(第  
一五〇九号)  
一、愛知県衣浦港埋立反対に関す  
る請願(第一五一〇号)  
第一五〇六号 昭和三十四年三月十  
四日受理  
開拓者救済に関する請願  
請願者 若手県若手郡滝沢村開  
拓制度改革期成協議会  
内 柳村兼吉外十二名  
紹介議員 川村 松助君  
開拓者は、血のにじむような努力を凝  
けておられるにもかかわらず、すべ  
て外  
なく悲惨な境遇に苦しんでお  
るが、こ

れは開拓事情に通じない為政者の企画  
の矛盾、行政上の欠陥、指導方針の誤  
り等制度上の欠陥の集積とその悪循環  
に基因するものであるから、(一)開拓  
推進のため融資された各種資金の償還  
を一本化し、すべ置期間を改正法施行  
の日から十箇年、償還期間をすべ置期  
間経過後三十箇年賦、無利子とするこ  
と、但し無利子にできないときは、イ  
地方行政の負担とすること、ロ現行  
地方交付税に利子補給金を増額し地方  
行政に交付し充当すること、(二)一  
世帯に百万円―二百万円の開拓者給付  
金を交付すること、(三)国会が超党派  
的に「開拓行政特別調査委員会(仮称)  
」を設置し、議員自ら開拓現地を踏査し  
実態を掌握して必要な対策と立法措置  
をとること等の救済手段をすみやかに  
実施せられたいとの請願。

第一五〇九号 昭和三十四年三月十  
四日受理  
東京都中央卸売市場足立分場魚類部敷  
地拡張等に関する請願(三十八通)  
請願者 東京都墨田区吾嬬町東  
五ノ八二番堀町東五丁  
目婦人部内 飯窪ミツ  
外三十七名  
紹介議員 青山 正一君 安井  
謙君  
東京都中央卸売市場足立分場魚類部の  
敷地が狭いのため、中央卸売市場  
(築地)との調整転送が不完全となり、  
消費者、生鮮食品取扱業者の望む生鮮  
食料品卸売市場としての機能が發揮さ  
れず、ために分場周辺二百万都民の食  
生活に十分なる供給がなされてない  
から、(一)中央卸売市場足立分場魚類  
部敷地一百万坪の拡張(二)その施設の充

実改善のすみやかなる実施、(三)中央市場と足立分場との調整移送の完全実施を実現するとともに、以上三項のすみやかな実現を期するため、大幅な国庫補助を行われたいとの請願。

第一五一〇号 昭和三十四年三月十日受理

愛知県衣浦港埋立反対に関する請願

請願者 愛知県碧南市字北川大

浜漁業協同組合長 磯

貝賢太郎外十四名

紹介議員 草葉 隆圓君 青山

正一君

総合開発事業の一環として五百八十五万坪という膨大な愛知県衣浦港の埋立が行われようとしているが、由業衣浦は魚族発生の種苗地であり回遊魚育成の好漁場である。特に最近に至つては浅海養殖の研究進歩によつて貝類の養殖と共にのり養殖の発展めざましく、ますます漁場計画を拡大してひたすら将来に期待を寄せていたところ本埋立事業が着手されることになればこの経済的利益は一挙に失われ、漁業者及びその家族が路頭に迷うこととなり、更にこれに関連する魚仲買業者、振売業者を始めとし水産加工業者その他周辺小売商等広範多数に及ぼす影響は決して無視し得ないものがあるから、本埋立工事に反対であるとの請願。